

令和8年度 一般会計歳出 第11款1項1目 12節委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 建築局建築防災課	担当者名 TEL	いけだ ゆきな 池田 佑希奈 (671)2943
----------	------	-----	------------------	-------------	--------------------------------

設 計 書

- 1 委託件名 令和8年度 木造住宅耐震事業業務委託
- 2 履行場所 横浜市内
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 令和7年3月設計業務委託等技術者単価を適用
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所
- 7 委託概要 木造住宅耐震診断士派遣事業に係る業務
木造住宅訪問相談事業に係る業務
木造住宅耐震改修促進事業に係る業務

8 部分払

する (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行	数 量	単 位	単 価	金 額
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年4月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年5月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年6月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年7月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年8月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年9月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年10月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年11月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和8年12月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和9年1月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和9年2月	1	式		()
診断業務・相談業務・改修業務	令和9年3月	1	式		()

※単位及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委 託 代 金 額	()
内 訳 業 務 価 格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数量(概算)	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
木造住宅耐震診断士派遣事業						
1 市民対応等諸業務		12	月			
2 耐震診断士派遣等業務						
診断事務(持家)		(446)	件			
診断事務(持家) 診断対象外の場合		(20)	件			
診断事務(貸家・空家)		(100)	件			
診断事務(貸家・空家) 診断対象外の場合		(4)	件			
診断報告書確認業務 (複数棟ある場合の2棟目以降)		(5)	棟			
木造住宅訪問相談事業						
1 市民対応等諸業務		12	月			
2 訪問相談業務		(255)	件			
3 訪問相談事業ツール更新業務		1	式			
木造住宅耐震改修促進事業						
1 市民対応等諸業務		12	月			
2 木造住宅耐震改修促進事業 に係る業務						
中間検査業務		(38)	件			
中間検査業務(省エネ入り)		(1)	件			
完了検査業務		(38)	件			
完了検査業務(省エネ入り)		(1)	件			
3 木造住宅耐震改修促進事業 に係る講習会への講師派遣 業務		1	式			
4 施工マニュアル更新(案) 作成業務		1	式			
小 計						
諸 経 費						
合 計						
消費税及び地方消費税相当額						
委 託 料 合 計						

令和8年度木造住宅耐震事業業務委託 委託仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、横浜市契約規則に従い横浜市（以下「甲」という。）の指示のもとに受託者（以下「乙」という。）が実施する「木造住宅耐震事業業務委託」に関して適用する。

(業務の遂行)

第2条 乙は、本仕様書及び関連要綱等の内容に基づいて、委託された業務を遂行するものとする。

(1) 本仕様書及び各マニュアルに定めのない事項、または委託業務の履行において、本仕様書等に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(2) 本仕様書その他甲より提示されたもの間に相違がある場合は、乙は、甲にその旨を報告し確認しなければならない。

(本委託業務の目的)

第3条 「木造住宅耐震診断士派遣事業」「木造住宅訪問相談事業」「木造住宅耐震改修促進事業」を実施するための事務局を設置し木造住宅の耐震事業に係る業務を円滑に執行すること、及び、「木造住宅訪問相談事業」「木造住宅耐震改修促進事業」の実施について、木造住宅の耐震診断及び耐震改修についての知識を有する専門家による訪問相談及び改修工事の検査を適切に実施することを目的とする。

(業務内容)

第4条 本委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震診断士派遣事業に係る業務
- (2) 木造住宅訪問相談事業に係る業務
- (3) 木造住宅耐震改修促進事業に係る業務

(事務局の設置)

第5条 事務局の設置については、次のとおりとする。

- (1) 各事業に係る委託業務を円滑に行うため、事務局を設置するものとする。
- (2) 事務局の受付時間は土日・祝日を除く 9:00~16:00 (12:00~13:00 は昼休み) とし、この時間は市民の問合せ等に対応するものとする。

(業務従事者の要件)

第6条 業務従事者の要件は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者（統括）

本業務委託に従事する者に対して、適切に指導のうえ、業務に従事させること。

(2) 相談員

次のアからウを全て満たす者とする。

ア 建築に関する業務（建築設計・施工等）に従事した経験があること。

イ 木造住宅における耐震改修に関する知識を有すること。

ウ 市民からの信頼・信用を得て、ア及びイに関する一般的な質問に対する回答やアドバイスが可能であること。

(3) 検査員

次のアからウを全て満たす者とする。

ア 建築に関する業務（建築設計・施工等）に従事した経験があること。

イ 木造住宅における耐震改修に関する知識を有すること。

ウ 市民からの信頼・信用を得て、ア及びイに関する一般的な質問に対する回答やアドバイスが可能であること。

（木造住宅耐震診断士派遣事業に係る業務について）

第7条 木造住宅耐震診断士派遣事業に係る業務は、次のとおりとする。

(1) 市民対応等諸業務

ア 当該事業に係る市民からの相談・問合せに対応する。

イ 市民からの電話で申込書やパンフレット等の請求があった場合は、郵送先等の情報を一覧にし、その都度甲へ提出すること。

ウ 申込件数や診断結果等について、甲の指定する方法により週ごと及び月ごとに統計処理を行い、統計処理データを甲へ提出する。

エ 診断結果報告書のデータを月ごとに甲へ提出する。

オ その他、当該業務に係る諸事務を行う。

(2) 耐震診断士派遣等業務

市民からの申込みに対して、横浜市木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。）を派遣し、診断後速やかに耐震診断報告書を申込者へ送付する。なお、診断士の名簿は、本委託の契約後、本市から提供する。

ア 申込書類受付・確認業務及びデータ入力

(ア) 市民からの申込書（様式1）を受け付け、記載事項等を確認する。所在地に関しては、住宅地図等で確認する。申込書類に不備等があった場合、申込者に確認を行う。

(イ) 申込内容をデータ入力する。

イ 診断日時・派遣診断士の調整

(ア) 診断日時及び派遣する診断士の調整を行う。市民からの調査希望日に合わせて、土日・祝日を含めて調整すること。

(イ) 決定した診断日及び診断士をデータ入力する。

ウ 申込者及び診断士への連絡業務

(ア) 診断士派遣通知書(様式2)を作成し、申込者へ送付する。

(イ) 診断士に、決定した診断日時及び場所等の連絡を行う。

エ 耐震診断報告書及び計算書の確認業務

診断士が作成した耐震診断報告書(参考資料)及び計算書(以下「耐震診断報告書等」)の内容を、甲が提供するマニュアルと照らし合わせ、次に掲げるものを確認し、その診断結果をデータ入力する。

(ア) 評点の計算過程の確認

(イ) 所見欄の適正な表現についての確認

(ウ) 所見欄及び評点等と耐震診断報告書等全体との整合性の確認

オ 耐震診断報告書等の送付

耐震診断士が作成し、提出された耐震診断報告書等を、以下の書類等を同封し、申込者へ送付する。

(ア) 送付文

(イ) 訪問相談事業利用申請書

(イ) アンケート及び返信用封筒

(ウ) 甲が指定する補助制度に関する冊子

カ アンケート集計業務

申込者より送付されたアンケート(様式3)の集計を行い、集計データを甲へ提出する。

キ 診断士の評価業務

甲の定める方法により、診断士の評価を行い、評価結果の集計データを甲へ提出する。

(木造住宅訪問相談事業に係る業務について)

第8条 木造住宅訪問相談事業に係る業務は、次のとおりとする。

(1) 市民対応等諸業務

ア 当該事業に係る市民からの相談・問合せに対応する。

イ 市民からの電話で申込書やパンフレット等の請求があった場合は、郵送先等の情報を一覧にし、その都度甲へ提出すること。

ウ 申込件数等について、甲の指定する方法により週ごと及び月ごとに統計処理を行い、統計処理データを甲へ提出する。

エ 訪問相談報告書のデータを月ごとに甲へ提出する。

オ その他、当該業務に係る諸事務を行う。

(2) 訪問相談業務

市民からの申込みに対して、甲の提供するマニュアルにより耐震改修等に係る相談を行い、実施後速やかに報告書を作成する。

ア 申込書類受付・確認業務

(ア) 市民からの利用申請書(様式4)を受け付け、記載事項等を確認する。申込書類に不備等があった場合、申込者に確認を行う。

(イ) 申込内容をデータ入力する。

イ 相談日時・訪問相談員の調整

(ア) 相談日時及び場所等の調整を行う。市民からの調査希望日に合わせて、土日・祝日を含めて調整すること。場所は、申込者の自宅もしくは耐震診断を実施した住宅で行うこと。ただし、訪問先は市内に限る。やむを得ない事情により、規定の場所で訪問相談が実施できない場合は、乙の指定する市内のその他の場所で実施するものとする。

(イ) 決定した相談日及び訪問相談員名をデータ入力する。

ウ 申込者への連絡業務

実施通知書(様式5)を作成し、申込者へ送付する。

エ 説明資料作成業務

甲が指定する様式(様式6)に、以下の事項を記載し、説明資料を作成する。

(ア) 建物概要

(イ) 市が指定する方法で算出した、耐震改修工事の概算費用

(ウ) その他所見等

オ 相談業務

相談員は、エで作成した資料及び甲が指定する資料(補助制度パンフレット等)を用意して申込者を訪問し、以下の内容を説明し、耐震改修等に係る相談を行う。

(ア) 耐震診断結果

(イ) パンフレット「耐震改修のすすめ(様式7)」(パンフレットに記載されている、補助制度の説明や事業者の選び方の説明を含む。)

(ウ) 耐震改修の概要(算出した概算費用の説明を含む。)

カ 実施報告書の作成業務

エで作成した資料及び甲が指定する資料(概算費用の計算根拠等)を業務報告書として、甲へ提出する。

(3) 訪問相談事業ツールの更新業務

概算費用の算出に用いる、訪問相談事業ツールの概算費用算出単価を令和8年度版に再設定し、本ツールを更新する。なお、更新後の単価は、第8条(2)エ(イ)の業務では用いないものとする。

ア 概算費用算出単価の再設定

乙は、甲の貸与するデータより、下記(ア)～(ウ)の令和8年度版の単価を算出し、算出した概算費用算出単価が適正なものであるか、公平・中立な視点で判断する。概算費用算出単価の算出方法は、甲との協議により決定する。

- (ア) 1階壁工事による概算費用算出単価
- (イ) 2階壁工事による概算費用算出単価
- (ウ) 基礎工事による概算費用算出単価

また、建築時期（昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を得て着工された住宅であるか否か）によって検討を行い、結果に差がある場合は、甲との協議により採用する概算費用算出単価を決定する。

なお、甲が貸与するデータとは、令和 8 年度に「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」において、補助金交付申請のあったもののうち、「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法 1 を用いたプログラムを用いて計算を行った約 40 件分の設計資料等とし、業務完了後、乙はこれを破棄するものとする。

イ 訪問相談事業ツールの更新

乙は、アで算出した概算費用算出単価を用いて、甲の提供する訪問相談事業ツールを更新する。

また、過去の訪問相談により得られた市民や相談員の意見を反映し、より実効性の高い訪問相談事業ツールとする。

（木造住宅耐震改修促進事業に係る業務について）

第 9 条 木造住宅耐震改修促進事業に係る業務は、次のとおりとする。

（1）市民対応等諸業務

木造住宅耐震改修促進事業の実施に関する次の諸事務を行う。

- ア 当該事業に係る市民からの相談・問合せに対応する。
- イ 市民対応及び周知に必要な資料の収集・送付等の作業を行う。

（2）木造住宅耐震改修促進事業に係る業務

ア 検査員の指名

乙は、甲から検査員の指名の依頼があった際は、検査員を指名し、氏名及び連絡先を甲に提出する。

イ 中間検査業務

（ア）耐震改修のみを補助申請する場合

甲は申請者から中間検査依頼書を受け付け、乙に検査を依頼する。検査員は、甲が提供するマニュアルに則り、速やかに耐震改修工事に係る中間検査を実施する。

検査実施後、中間検査実施結果に関する書類（様式 8）を甲に提出する。

（イ）耐震改修と省エネ改修を補助申請する場合

（ア）に加えて、省エネ改修工事に係る中間検査を実施する。検査実施後、中間検査実施結果に関する書類（様式 8）を甲に提出する。

ウ 完了検査業務

（ア）耐震改修のみを補助申請する場合

甲は申請者から完了実績報告書を受け付け、乙に検査を依頼する。検査員は、甲が提供するマニュアルに則り、速やかに耐震改修工事に係る完了検査を実施する。

検査実施後、完了検査実施結果に関する書類（様式9）を甲に提出する。

(イ) 耐震改修と省エネ改修を補助申請する場合

(ア)に加えて、省エネ工事に係る完了検査を実施する。

検査実施後、完了検査実施結果に関する書類（様式9）を甲に提出する。

(3) 木造住宅耐震改修促進事業に係る講習会への講師派遣業務

甲と調整のうえ、耐震改修設計・工事を行う市内事業者等に対して行う耐震改修工事に係る講習会に講師を派遣する。

(4) 「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル（横浜市木造住宅耐震改修促進事業）

（平成21年版-第2刷）」（以下、「施工マニュアル」という）更新（案）作成業務

ア 施工マニュアル更新（案）は、以下の基準書を参考にして更新するものとする。

(ア) 日本建築防災協会：「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年版）

(イ) 日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務」リフォームにあわせた耐震補強のすすめ（2020年10月9日発行（初版第6刷））

(ウ) 住宅金融支援機構/住宅金融普及協会：「【フラット35】技術基準対応 木造住宅工事仕様書」（2025年版）

イ 引用、または他の文献等を参考にした場合は、参考文献に記載すること。

ウ 施工マニュアル内で基準等を示すものについては、根拠・出典等を明確にすること。

エ 施工事例は、今後の参考になる現場写真を提示し、コメントを付加すること。

オ 写真を利用する場合は、現場の位置等個人情報の漏えいにつながることはない様に十分に配慮すること。広範囲な写真の掲載が必要不可欠な場合は、写真を加工し周辺の状態等が判別できないようにするか、施主に掲載の許可を取ること。

カ 誤った施工事例を紹介する場合は、必ず正しい施工方法と対比して掲載すること。

キ 乙は、次の各時点において甲に報告し、確認を受けること。

(ア) 令和8年4月～6月上旬

更新箇所検討結果報告①

(イ) 令和8年6月下旬～9月上旬

更新箇所検討結果報告②

(ウ) 令和8年9月下旬～12月上旬

更新箇所検討結果報告③

(エ) 令和8年12月下旬～令和9年1月上旬

施工マニュアル更新（案）一式の報告・提出

ク 施工マニュアル更新（案）最終版の納品期限は令和9年2月末とする。

(必要経費)

第 10 条 本仕様書に定める業務の履行において必要となる備品、消耗品及び機器の損料等の必要経費は、本委託による委託料の中に含まれるものとする。ただし、事業の周知や申請等に必要書類、パンフレットの作成については、甲の負担とする。

(再委託の禁止)

第 11 条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の許可する場合はこの限りでない。

(調査報告)

第 12 条 甲は、必要と認めるときは、業務の処理状況等につき調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(変更及び一時中断)

第 13 条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中断することができる。この場合甲乙が協議して定めるものとする。

(責務)

第 14 条 乙は、委託業務の処理について甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任をもって賠償の責任に任ずるものとする。

(提出書類)

第 15 条 乙は、委託業務の着手に際し着手届、また業務完了に際し完了届及び報告書等を甲の定める期限内に各 1 部を市長あてに提出するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 16 条

(1) 乙は、本事業の実施にあたり、別添の個人情報取扱特記事項を遵守し、適切な管理のもとに業務を進めていかななければならない。

(2) 乙は、委託完了時に、本事業で収集した個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を破棄するものとする。

(成果物の納品)

第 17 条 成果物の納品先は、横浜市建築局建築防災課とする。

(1) 各事業でまとめた集計データ

(2) 耐震診断報告書及び訪問相談実施報告書

- (3) 中間検査実施結果に関する書類及び完了検査実施結果に関する書類
- (4) 施工マニュアルの更新(案)一式(Word形式)及び業務の方法、検討過程について記した報告書のデータ
- (5) 概算費用算出単価一覧表及び訪問相談事業ツール(更新後)

(履行期間)

第18条 本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、各事業の実施期間は甲乙協議の上決定する。

(留意事項)

第19条 留意事項

(1) 乙は、業務上知り得た個人情報を含む一切の情報を、委託期間中だけでなく、委託業務終了後も甲以外に漏らしてはならず、また、自らの受注等の営利行為のために使用してはならない。本内容については、研修等により業務従事者に周知徹底することとし、甲が不十分と判断した場合には、その都度研修等を実施し、その内容を報告することとする。

(2) 委託契約中に発生した諸問題に対し、甲からの求めに乙は真摯に協議に応じ、解決に向けた対応する。

(3) 乙は、訪問相談事業など、本業務において市民に接する際、営業行為など本業務以外のことは行ってはならない。

(4) 乙は、受託期間中に、本市の木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱に基づく、設計事業者及び施工事業者に登録してはならない。

(5) 乙は、受託期間中に、本市の住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱に基づく補助交付申請における除却工事業者になってはならない。

様式1 ※要綱が未確定のため、様式が変更となる場合があります。

第1号様式 第1面 (要綱第5条関係)

横浜市木造住宅耐震診断事業 耐震診断申込書

年 月 日

1 申込者 (所有者)	フリガナ		TEL		
	氏名			診断士が使用可能な駐車スペース	有・無
	住所	〒			
	立会い	<input type="checkbox"/> 申込者本人が立会います。 <input type="checkbox"/> 診断の立会いを以下のものに委任します。 代理人氏名 () 申込者との関係 () 代理人 TEL () ※診断当日本人確認書類が必要です。			
2 建築物概要	所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所 <input type="checkbox"/> 異なる (区)			
	用途・形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅 (一戸建て) <input type="checkbox"/> 長屋 (戸中 戸入居) <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅+店舗・事務所) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸中 戸入居)			
	居住者	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者の一親等*以内の親族 <input type="checkbox"/> 上記以外の者 <input type="checkbox"/> なし(空家) ※一親等：配偶者・親・子など			
	新築	年 月	増築	年 月	
	延べ面積	m ² (うち増築部分 m ²)		建築確認時 図面の有無	有・無
3 診断希望日 (土日祝日可)	※申込日より、2週間以上先の日程を記入してください。↓				
	第1希望	年 月 日 ()			時頃
	第2希望	年 月 日 ()			時頃
4 同意事項 同意事項をご確認のうえ、全てに✓を入れてください。 ※全てに同意いただけないと、診断を実施できません。	<input type="checkbox"/> 耐震診断士の住戸内の立入り調査に協力します。 (※全ての住戸、部屋への立入り調査を行います。立入りができない場合、診断が中止されます。) <input type="checkbox"/> 耐震診断の実施にあたり、立会いをします。 (※耐震診断中は、終始立会いが必要です。立会いができない場合、診断が中止されます。) <input type="checkbox"/> 耐震診断を実施する日時の調整に協力します。 また、複数の住戸や店舗等がある場合は、自身で希望日時を調整を行います。 <input type="checkbox"/> 他の所有者や賃借人がいる場合は、耐震診断の結果を周知します。 <input type="checkbox"/> 他の所有者や賃借人に対して、市長が必要に応じて耐震診断の結果を通知することに意義を唱えません。 <input type="checkbox"/> 非破壊で調査を行うため、想定した条件で診断を行うことがあることを了承します。				
5 申込者以外の署名 ※上の同意事項に同意の上、自署してください。	以下に該当する方は、署名が必要です。 ・所有者が住んでいない住戸がある場合の、賃借人、及び、 <u>所有者の一親等以内の親族等</u> ・複数人で所有されている場合の、 <u>申込者以外の所有者</u>				
	①	署名	住所		
		<input type="checkbox"/> 署名者本人が立会います。 <input type="checkbox"/> 診断の立会いを以下のものに委任します。 代理人氏名 () 署名者との関係 () 代理人 TEL () ※診断当日本人確認書類が必要です。			
	②	署名	住所		
	<input type="checkbox"/> 署名者本人が立会います。 <input type="checkbox"/> 診断の立会いを以下のものに委任します。 代理人氏名 () 署名者との関係 () 代理人 TEL () ※診断当日本人確認書類が必要です。				

裏面もあります。→

6 他制度利用予定 (任意)

耐震診断を行った後に、利用したい制度があればチェックしてください。(複数回答可)

- 専門家に相談したい (訪問相談事業)
- 耐震改修工事をしたい (耐震改修促進事業)
- 解体したい (住宅除却補助事業) ← 「長屋」「共同住宅」は補助対象外です。

7 所有及び居住・使用状況 一覧表

以下のいずれかに当てはまる場合は、下の表にご記入ください。

- ・「2 建築物概要」で「用途・形態」が「長屋」「併用住宅」「共同住宅」
- ・「2 建築物概要」で「居住者」が「所有者の一親等以内の親族」「上記以外の者」

番号	用途	階数 いずれかに○	所有者	居住者又は使用者	
				空室の場合は「空」	所有者との 関係
1	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
2	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
3	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
4	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
5	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
6	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			

※「用途」「所有者」「居住者又は使用者」が複数存在する場合は、番号2以降もご記入ください。

<記入例>

番号	用途	階数 いずれかに○	所有者	居住者又は使用者	
				空室の場合は「空」	所有者との 関係
1	住戸・ 店舗 ・事務所・その他	1階 ・2階	横浜 太郎	耐震 次郎	借主
2	住戸・店舗・ 事務所 ・その他	1階 ・2階	同上	空	空
3	住戸 ・店舗・事務所・その他	1階・ 2階	同上	横浜 太郎	本人
4	住戸 ・店舗・事務所・その他	1階・ 2階	同上	横浜 花子	子
5	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			
6	住戸・店舗・事務所・その他	1階・2階			

【記入例の建物】

以下の建物の記入例を示してあります。



様式2 ※要綱が未確定のため、様式が変更となる場合があります。

第2号様式(第7条)

年 月 日

様

横浜市 長

診断士派遣通知書

先にお申し込みをいただきました耐震診断士の派遣について、次のとおり通知いたします。

次の日程で耐震診断士を派遣いたします。

受付番号	第	号
派遣日時	年 月 日 ()	
	午前・午後	時 分から
診断士氏名		
居住区分	【持家】	【貸家・空家】

- ・調査当日は、建築確認通知書や図面等を診断士にご提示のうえ、立会いをお願いいたします。
- ・診断の際には、天袋のある押入れに入る場合がありますので、お手数ですが中の荷物の整理等をよろしく願いいたします。
- ・建物の大きさや図面の有無によって診断に時間がかかる場合があります。

※当日の連絡先(診断士)

次の理由により耐震診断士の派遣はいたしません。

理由	
----	--

横浜市木造住宅耐震診断士派遣事業に関するアンケート

- 横浜市木造住宅耐震診断士派遣事業をご利用いただきありがとうございました。
- 今後の施策の参考とするため、アンケートのご協力をお願いいたします。お答えいただいた内容は、統計処理を行います。また、本市の耐震施策等のご案内に利用させていただく場合があります。他の目的には使用いたしません。
- 該当する選択肢に○をし、記入後は、同封の封筒でご返送ください。
- 診断報告書到着後1週間以内に、ご回答いただきますようお願いいたします。

◆ 耐震診断についてお伺いします。

問1 耐震診断を受けようと思ったのはなぜですか？（複数回答可）

- 1. 地震があったから
- 2. 耐震改修をしたいと考えていたから
- 3. 耐震性能を知ることができるから
- 4. 住宅除却補助制度を利用したいと考えていたから
- 5. 広報等で見たから（具体的に： _____）
- 6. その他（具体的に： _____）

◆ 診断士について伺います。

問2 診断士は時間どおりに来ましたか？

- 1. （概ね）時間どおりに来た
- 2. 遅れてきたが連絡があった
- 3. 大幅に遅れてきて連絡もなかった

問3 診断士の説明は分かりやすかったですか？

- 1. 分かりやすい
- 2. 普通
- 3. 分かりづらい

問4 診断士は接しやすい雰囲気でしたか？

- 1. 接しやすかった
- 2. 普通
- 3. 接しづらかった

問5 診断士のマナーは良かったですか？

- 1. 良かった
- 2. 普通
- 3. 悪かった

問6 報告書の所見（1枚目）の内容は分かりやすかったですか？

- 1. 分かりやすかった
- 2. 普通
- 3. 分かりづらい

◆ 診断結果、上部構造評点が1.0未満の方にお伺いします。

横浜市の支援制度には、耐震改修工事費の補助、防災ベッドや耐震シェルターの設置費用の補助、除却工事費の補助があります。（別紙「耐震改修のすすめ」をご参照ください。）

問7 診断結果を受けて、今、どのように考えていますか？（複数回答可）

- 1. 耐震改修をしたい
 - 2. 防災ベッドや耐震シェルターを設置したい
 - 3. 建替えたい
 - 4. 除却したい
 - 5. 売却したい
 - 6. 専門家に相談してみたい
 - 7. 今は考えがまとまらない
 - 8. 特に何もしない
- 問8・問9・問10へ
- 問9・問10・問11へ

問8 問7の対応はいつごろまでに実施する予定ですか？（一つ選択）

- 1. 1年以内
- 2. 3年以内
- 3. 5年以内
- 4. 10年以内
- 5. 未定

問9 自身の費用負担がいくらであれば耐震改修（リフォーム等を除く）を行いますか？（一つ選択）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上～100万円未満 |
| 3. 100万円以上～150万円未満 | 4. 150万円以上～200万円未満 |
| 5. 200万円以上～250万円未満 | 6. 費用に関係なく耐震改修を行いたい |
| 7. 費用負担に関係なく耐震改修の意向はない | |

問10 自身の費用負担がいくらであれば防災ベッドまたは耐震シェルターの設置を検討しますか？（一つ選択）

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| 1. 10万円未満 | 2. 10万円以上～20万円未満 |
| 3. 20万円以上～30万円未満 | 4. 30万円以上～50万円未満 |
| 5. 50万円以上～100万円未満 | 6. 費用に関係なく設置したい |
| 7. 費用負担に関係なく防災ベッド・耐震シェルターの設置の意向はない | |

問11 問7で、「7 今は考えがまとまらない」「8 特に何もしない」と回答された方にうかがいます。その理由は何ですか？（複数回答可）

1. 大地震が必ず起こるとは限らないと考えたから
2. 大地震が来たら仕方がないとあきらめているから
3. 高齢者世帯で住宅を相続する予定もないから
4. 空き家であり、今後使用する予定がないから
5. 将来、建て替える可能性があるから
6. 将来、売却する可能性があるから
7. 将来、高齢者施設等に入居する可能性があるから
8. 改修や建て替えは、費用負担が大きいから
9. 工事をすると生活に影響がでるから
10. その他（具体的に： _____）

◆診断した建物についてうかがいます。

a. 住宅を所有された時の経緯

- | | | |
|---------------------|------------|-------|
| 1. 新築住宅を購入 | 2. 中古住宅を購入 | 3. 相続 |
| 4. その他(具体的に： _____) | | |

◆本アンケートの回答者の方についておうかがいします。

b. 回答者 1. 建物所有者 2. 建物所有者の配偶者又は親族 3. その他(_____)

c. 現在の就業状況 1. 就業している 2. 就業していない

◆あなたの世帯及び世帯主の方についておうかがいします。

d. 世帯主の年齢 1. 40歳未満 2. 40代 3. 50代 4. 60代 5. 70代 6. 80歳以上

e. 世帯構成 1. 単身世帯 2. 夫婦のみ世帯 3. 親と子供世帯 4. 多世帯同居

f. 世帯区分 1. 課税世帯 2. 非課税世帯(市民税、県民税の納付義務がない世帯)

◆その他

g. 診断士から所属する会社等を宣伝するような行為はありましたか？

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 執拗にあり、不快に感じた | 2. 多少あったが気になるほどではない |
| 3. 無かった | |

h. その他、この事業についてご意見等ございましたらご記入ください。

ご質問等、回答が必要なもの場合は、建築局建築防災課耐震事業担当（電話 671-2943）へ直接お問合せください。

ご協力ありがとうございました。

様式5 ※要綱が未確定のため、様式が変更となる場合があります。

第2号様式(第6条)

年 月 日

様

横浜市 長

**横浜市木造住宅訪問相談事業
実施通知書**

先にお申し込みをいただきました訪問相談の利用について、横浜市木造住宅訪問相談事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

次の日程で相談員を派遣いたします。

受付番号	第	号
相談日時	年	月 日
	午前 午後	時から 午前 午後 時まで
相談員氏名		
居住区分	【持家】	
	【貸家・空家】	
相談場所	<input type="checkbox"/> 申請者宅 <input type="checkbox"/> 耐震診断を実施した家屋 <input 389="" 779="" 800"="" 92="" data-label="Text" type="checkbox/>()</td></tr></table></div><div data-bbox="/> <p>※当日の連絡先(相談員)</p>	

次の理由により相談員の派遣はいたしません。

理由	
----	--

様式6 ※令和8年度に変更となる場合があります。

横浜市木造住宅訪問相談事業

相談受付番号

説明内容確認シート(兼業務報告書)【事務局提出用】

AZ02510001

対象建物	所在地	横浜市港区港町2-2		相談員認定No	001
	相談者	横浜 太郎	Tel045-999-9999	相談員氏名	木村 太郎
耐震診断履歴	診断方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一般診断	<input type="checkbox"/> わが家の耐震診断	居住区分	【持家】
	診断受付番号	202510000		診断士登録No	100
	耐震診断報告日	令和7年4月1日		診断士氏名	山田太郎
	評点	0.41		新築年次	昭和55年12月

● 特に詳しく知りたい内容を2つ程度相談者に聞いて下さい(基本的に説明は全項目行う)

<input type="checkbox"/> 診断結果の内容	<input type="checkbox"/> 補助制度の内容	<input type="checkbox"/> その他(具体的に)
<input type="checkbox"/> 改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の選び方	
<input checked="" type="checkbox"/> 概算費用	<input type="checkbox"/>	

● 次の内容に従って説明を行って下さい【説明時間 1時間程度】

説明事項	内容	確認欄 相談員記入	説明資料
1 耐震診断結果	耐震診断報告書の結果(概要) 所見の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	診断報告書
	上部構造評点・各数値(強さ、壁の配置、劣化度)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	現況建物の配置バランス(重心・剛心の位置)	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 地震と住まい	地震(大地震・中地震、震災、震度と評点)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P1~P4
	平成12年以前の建物の基準(壁量・金物・バランス・基礎)	<input type="checkbox"/>	
	地震に耐える仕組み	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 耐震改修の流れ	耐震設計の必要性(改めて現場調査と耐震診断を行う)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P5~P11
	一般的な補強方法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	平均的な耐震改修費用	<input type="checkbox"/>	
4 耐震改修の概要説明	現在の状況と補強アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/>	耐震改修 概要説明書
	改修箇所数	<input checked="" type="checkbox"/>	
	概算工事費・概算設計費	<input checked="" type="checkbox"/>	
	注意事項	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 耐震改修の支援制度	補助要件(耐震診断による点数1.0以上、基準法への適合)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P19 P20
	補助制度の内容(補助限度額、補助額算出方法)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	補助申請(流れ、着工までの所用期間)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	補助制度の利点(計画の審査、中間検査、税制・地震保険優遇)	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 事業者の選び方	登録事業者制度(一時登録制度)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P21 P22
	選び方のポイント(登録事業者名簿の配布、見方の説明)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	依頼時の注意点(相談依頼時の参考様式(FAX送信票)活用)	<input type="checkbox"/>	
7 その他	防災ベッド等設置推進事業について	<input checked="" type="checkbox"/>	防災ベッド のチラシ
	南側擁壁の安全性	<input checked="" type="checkbox"/>	

● 相談の結果を記入し、両方で書類を交換し、確認の署名をしてください

相談結果	説明時間 70分	<input checked="" type="checkbox"/> 良く理解できた	<input type="checkbox"/> 大体理解できた	<input type="checkbox"/> あまり理解できなかった
相談者署名	令和7年5月10日	氏名	横浜 太郎	
説明者署名 (相談員)	令和7年5月10日	氏名	木村 太郎	
報告事項 (相談状況を記載)	訪問時間	10:00 ~ 11:40		報告書提出日
		南側コンクリート擁壁について相談を受けました。外見上、特に		令和7年5月15日
		問題はない様子でした。耐震改修は行う予定とのことで、既に相談		事務局確認日

【持家】のシート

説明内容確認シート(兼業務報告書)【相談者用控え】

A20251001

対象建物	所在地	横浜市中区港町2-2		相談員認定No	001
	相談者	横浜 太郎	Tel 045-999-9999	相談員氏名	木村 太郎
耐震診断履歴	診断方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一般診断	<input type="checkbox"/> わが家の耐震診断	居住区分	【持家】
	診断受付番号	202510000		診断士登録No	100
	耐震診断報告日	令和7年4月1日		診断士氏名	山田太郎
	評点	0.41		新築年次	昭和55年12月

● 特に詳しく知りたい内容を2つ程度相談者に聞いて下さい(基本的に説明は全項目行う)

<input type="checkbox"/> 診断結果の内容	<input type="checkbox"/> 補助制度の内容	<input type="checkbox"/> その他(具体的に)
<input type="checkbox"/> 改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の選び方	
<input checked="" type="checkbox"/> 概算費用	<input type="checkbox"/>	

● 次の内容に従って説明を行って下さい【説明時間 1時間程度】

説明事項	内容	確認欄 相談員記入	説明資料
1 耐震診断結果	耐震診断報告書の結果(概要) 所見の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	診断報告書
	上部構造評点・各数値(強さ、壁の配置、劣化度)		
	現況建物の配置バランス(重心・剛心の位置)		
2 地震と住まい	地震(大地震・中地震、震災、震度と評点)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P1~P4
	平成12年以前の建物の基準(壁量・金物・バランス・基礎)		
	地震に耐える仕組み		
3 耐震改修の流れ	耐震設計の必要性(改めて現場調査と耐震診断を行う)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P5~P11
	一般的な補強方法		
	平均的な耐震改修費用		
4 耐震改修の概要説明	現在の状況と補強アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/>	耐震改修 概要説明書
	改修箇所数		
	概算工事費・概算設計費		
	注意事項		
5 耐震改修の支援制度	補助要件(耐震診断による点数1.0以上、基準法への適合)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P19 P20
	補助制度の内容(補助限度額、補助額算出方法)		
	補助申請(流れ、着工までの所用期間)		
	補助制度の利点(計画の審査、中間検査、税制・地震保険優遇)		
6 事業者の選び方	登録事業者制度(一時登録制度)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P21 P22
	選び方のポイント(登録事業者名簿の配布、見方の説明)		
	依頼時の注意点(相談依頼時の参考様式(FAX送信票)活用)		
7 その他	防災ベッド等設置推進事業について	<input checked="" type="checkbox"/>	防災ベッド のチラシ
	南側擁壁の安全性	<input checked="" type="checkbox"/>	

● 相談の結果を記入し、両者で書類を交換し、確認の署名をしてください

相談結果	説明時間 70分	<input checked="" type="checkbox"/> 良く理解できた	<input type="checkbox"/> 大体理解できた	<input type="checkbox"/> あまり理解できなかった
相談者署名	令和7年5月10日	氏名	横浜 太郎	
説明者署名 (相談員)	令和7年5月10日	氏名	木村 太郎	
相談者メモ				

説明内容確認シート(兼業務報告書)【事務局提出用】

AZ02510001

対象建物	所在地	横浜市港区港町2-2		相談員認定No	001
	相談者	横浜 太郎	Tel 045-999-9999	相談員氏名	木村 太郎
耐震診断履歴	診断方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一般診断	<input type="checkbox"/> わが家の耐震診断	居住区分	【貸家・空家等】
	診断受付番号	202510000		診断士登録No	100
	耐震診断報告日	令和7年4月1日		診断士氏名	山田太郎
	評点	0.32		新築年次	昭和55年12月

● 特に詳しく知りたい内容を2つ程度相談者に聞いて下さい(基本的に説明は全項目行う)

<input type="checkbox"/> 診断結果の内容	<input type="checkbox"/> 補助制度の内容	<input type="checkbox"/> その他(具体的に)
<input type="checkbox"/> 改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の選び方	
<input checked="" type="checkbox"/> 概算費用	<input type="checkbox"/>	

● 次の内容に従って説明を行って下さい【説明時間 1時間程度】

説明事項	内容	確認欄 相談員記入	説明資料
1 耐震診断結果	耐震診断報告書の結果(概要) 所見の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	診断報告書
	上部構造評点・各数値(強さ、壁の配置、劣化度)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	現況建物の配置バランス(重心・剛心の位置)	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 地震と住まい	地震(大地震・中地震、震災、震度と評点)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P1~P4
	平成12年以前の建物の基準(壁量・金物・バランス・基礎)	<input type="checkbox"/>	
	地震に耐える仕組み	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 耐震改修の流れ	耐震設計の必要性(改めて現場調査と耐震診断を行う)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P5~P11
	一般的な補強方法	<input checked="" type="checkbox"/>	
	平均的な耐震改修費用	<input type="checkbox"/>	
4 耐震改修の概要説明	現在の状況と補強アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/>	耐震改修 概要説明書
	改修箇所数	<input checked="" type="checkbox"/>	
	概算工事費・概算設計費	<input checked="" type="checkbox"/>	
	注意事項	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 耐震改修の支援制度	居住区分が【貸家・空家等】の場合、耐震改修補助の対象外(耐震改修後、所有者等の入居が確定している場合等は補助対象)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P19 P20
	補助対象の場合の制度説明(補助額、申請の流れ、期間)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	税制優遇の概要	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 事業者の選び方	登録事業者制度(一時登録制度)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P21 P22
	選び方のポイント(登録事業者名簿の配布、見方の説明)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	依頼時の注意点(相談依頼時の参考様式(FAX送信票)活用)	<input type="checkbox"/>	
7 その他		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

● 相談の結果を記入し、両方で書類を交換し、確認の署名をしてください

相談結果	説明時間 70分	<input checked="" type="checkbox"/> 良く理解できた	<input type="checkbox"/> 大体理解できた	<input type="checkbox"/> あまり理解できなかった
相談者署名	令和7年5月10日	氏名	横浜 太郎	
説明者署名(相談員)	令和7年5月10日	氏名	木村 太郎	
報告事項 (相談状況を記載)	訪問時間	10:00 ~ 11:40		報告書提出日
	南側コンクリート擁壁について相談を受けました。外見上、特に			令和7年5月15日
	の様子でした。耐震改修は行う予定とのこと、既に相談			事務局確認日
事務局があり、一時登録制度の説明を行いました。				

【貸屋・空家等】のシート

説明事項の5に注意

説明内容確認シート(兼業務報告書)【相談者用控え】

A20251001

対象建物	所在地	横浜市中央区港町2-2		相談員認定 No	001
	相談者	横浜 太郎	Tel 045-999-9999	相談員氏名	木村 太郎
耐震診断履歴	診断方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一般診断 <input type="checkbox"/> わが家の耐震診断		居住区分	【貸家・空家等】
	診断受付番号	202510000		診断士登録 No	100
	耐震診断報告日	令和7年 4月 1日		診断士氏名	山田太郎
	評点	0.41		新築年次	昭和55年12月

● 特に詳しく知りたい内容を2つ程度相談者に聞いて下さい(基本的に説明は全項目行う)

<input type="checkbox"/> 診断結果の内容	<input type="checkbox"/> 補助制度の内容	<input type="checkbox"/> その他(具体的に)
<input type="checkbox"/> 改修工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の選び方	
<input checked="" type="checkbox"/> 概算費用	<input type="checkbox"/>	

● 次の内容に従って説明を行って下さい【説明時間 1時間程度】

説明事項	内容	確認欄 相談員記入	説明資料
1 耐震診断結果	耐震診断報告書の結果(概要) 所見の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	診断報告書
	上部構造評点・各数値(強さ、壁の配置、劣化度)		
	現況建物の配置バランス(重心・剛心の位置)		
2 地震と住まい	地震(大地震・中地震、震災、震度と評点)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P1~P4
	平成12年以前の建物の基準(壁量・金物・バランス・基礎)		
	地震に耐える仕組み		
3 耐震改修の流れ	耐震設計の必要性(改めて現場調査と耐震診断を行う)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P5~P11
	一般的な補強方法		
	平均的な耐震改修費用		
4 耐震改修の概要説明	現在の状況と補強アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/>	耐震改修 概要説明書
	改修箇所数		
	概算工事費・概算設計費		
	注意事項		
5 耐震改修の支援制度	居住区分が【貸家・空家等】の場合、耐震改修補助の対象外 (耐震改修後、所有者等の入居が確定している場合等は補助対象)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P19 P20
	補助制度利用の場合の内容等(補助額、流れ、期間)		
	税制優遇の概要		
6 事業者の選び方	登録事業者制度(一時登録制度)	<input checked="" type="checkbox"/>	事例集 P21 P22
	選び方のポイント(登録事業者名簿の配布、見方の説明)		
	依頼時の注意点(相談依頼時の参考様式(FAX送信票)活用)		
7 その他		<input type="checkbox"/>	

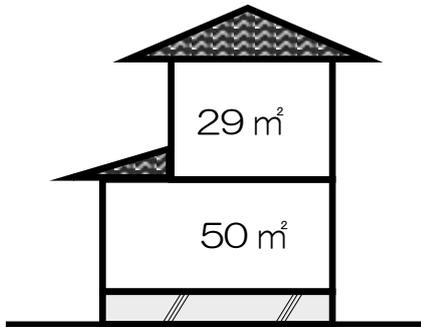
● 相談の結果を記入し、両者で書類を交換し、確認の署名をしてください

相談結果	説明時間 70分	<input checked="" type="checkbox"/> 良く理解できた	<input type="checkbox"/> 大体理解できた	<input type="checkbox"/> あまり理解できなかった
相談者署名	令和7年5月10日	氏名	横浜 太郎	
説明者署名 (相談員)	令和7年5月10日	氏名	木村 太郎	
相談者メモ				

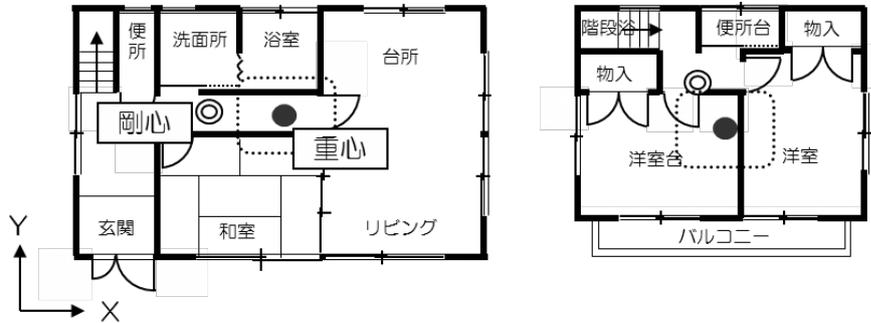
【貸屋・空家等】のシート
説明事項の5に注意

対象建物

昭和50年築



平面模式図



※ 上記図面は壁のバランス（重心・剛心）を説明する為の模式図です
耐震設計時には再度詳細に耐震診断を行い、
具体的に壁のバランスを計算します

診断時の状況と補強アドバイス

※【精密診断型】による補強を想定しています。

部位		診断時の状況		補強アドバイス	概算補強数量
屋根		瓦	重い屋根	軽量化も検討して下さい (概算は重い屋根のままで試算しております。)	—
壁	2階	X	バランス △ やや悪い	バランスがやや悪く、耐力が不足しております。 バランスを整えながら、耐力を上げる検討をして下さい。	3箇所
			耐力 × 不足		
		Y	バランス △ やや悪い	バランスがやや悪く、耐力が不足しております。 バランスを整えながら、耐力を上げる検討をして下さい。	3箇所
			耐力 × 不足		
	1階	X	バランス △ やや悪い	バランスがやや悪く、耐力が不足しております。 バランスを整えながら、耐力を上げる検討をして下さい。	7箇所
			耐力 × 不足		
		Y	バランス ○ 良い	バランスは良いですが、耐力が不足しております。 バランスを崩さないように注意し、耐力を上げる検討をして下さい。	5箇所
			耐力 × 不足		
基礎		無筋コンクリート製 布基礎	亀裂あり	改修計画の際に、ひび割れを調査し、必要ならば補修をしてください。	8m程度 建物四隅 各2m程度
劣化状況		ある程度の劣化がある		設計時に劣化部の確認をし、改修範囲を決めて下さい。	—

※ 壁の補強数量 1箇所 → 0.91m幅の壁を1箇所としています。

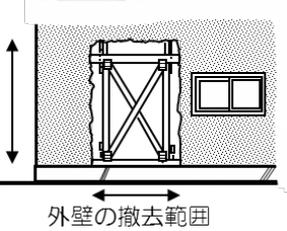
耐震改修の概算費用

※【精密診断型】による補強を想定しています。

設計・工事監理	20 ～ 75万円 程度	
 注意事項	① 耐震補強工事には再度、設計士による耐震診断が必要です。 ② 設計には現地調査・計算・図面作成・積算・申請手続・工事監理が含まれる。 ③ 耐震設計以外にリフォーム等がある場合、別途設計費が必要です。 ④ 既存資料・現地調査の内容・打合せ頻度等によって費用は変わります。 ⑤ 建物の年代や規模、耐震改修工事の規模と費用はあまり関係しません。 ⑥ 概算費用は補助制度を利用した方の統計値をもとにしております。	

工 事	250 ～ 350万円 程度	
 注意事項	① 本説明書の内容で補強工事を行うことはできません。 ② 耐震設計の結果、工事費用が大幅に変わることもあります。 ③ 概算費用には標準的な補強工事の内容しか含まれません。※下段参照 ④ 補強工事に伴う模様替え、リフォーム等の工事には別途費用が必要です。 ⑤ 劣化の改修は範囲が特定できないため、費用に含まれておりません。 ⑥ 概算費用では屋根の軽量化・基礎の全面改修は検討しておりません。 ⑦ 概算費用は耐震診断の結果から概算数量を計算して求めています。 ⑧ 概算費用は補助制度を利用した方の統計値をもとにしております。	

※ 概算費用で想定している標準的な工事内容

 外壁の撤去範囲	含む	① 補強に最低必要な部分(図参照)の仮設・撤去 ② 筋交い・構造用合板・金物などの補強工事 ③ 撤去した部分の下地・仕上げの復旧工事
	含まず	① 補強に最低限必要な部分の以外の工事(再塗装・仕上げ変更) ② 補強工事と関係ないリフォーム工事(建具取替・間取り変更等) ③ 補強工事に伴う給排水設備工事

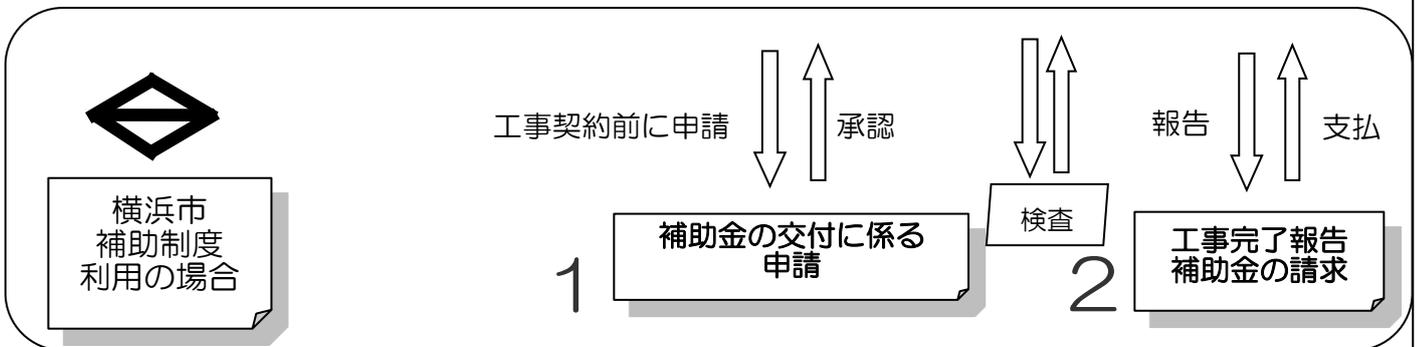
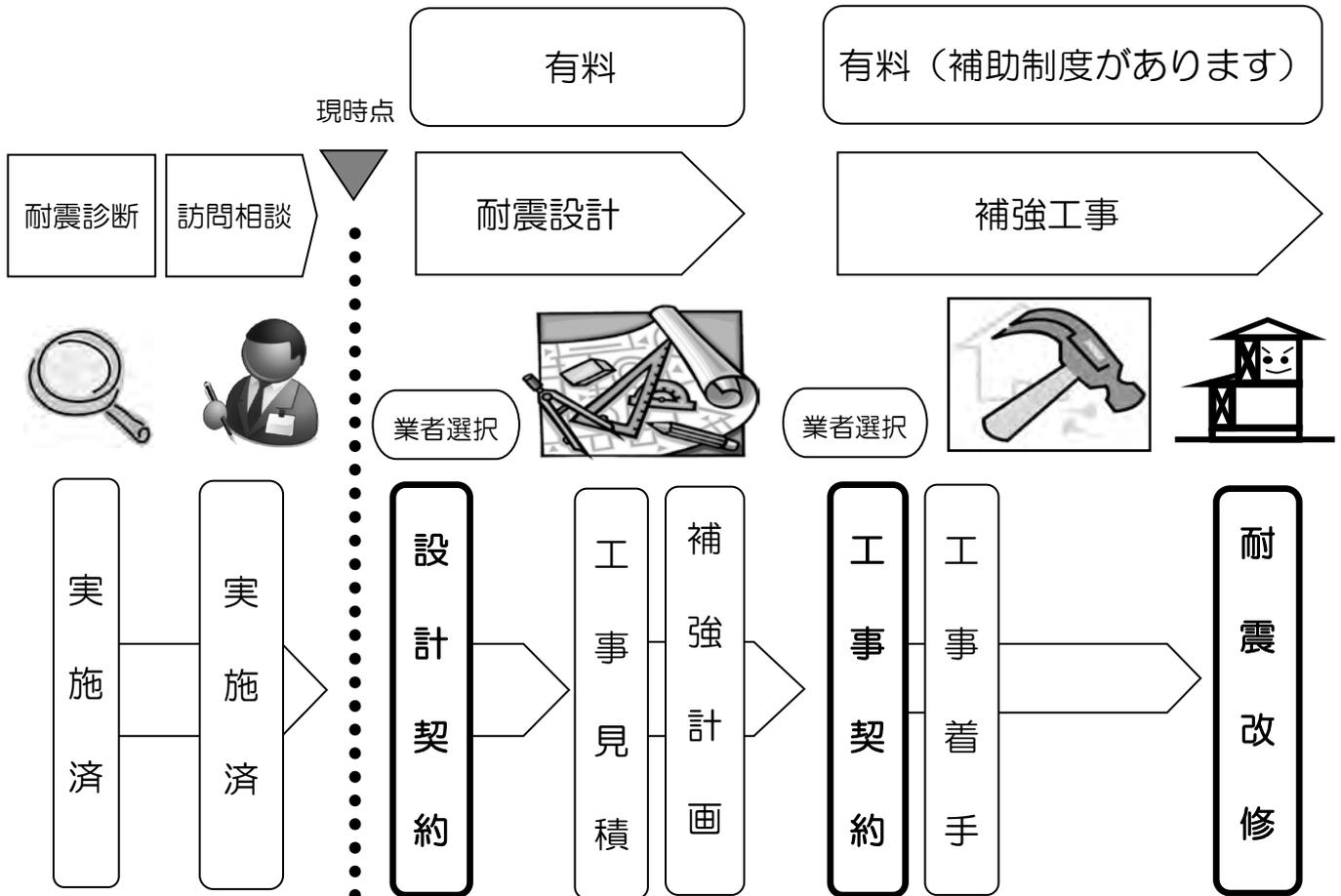
その他	【注意事項】【改修計画や概算費用に影響しそうなこと】 【診断資料ではわからなかったこと】 【訪問時に判明したこと】
-----	--

お風呂場周りの劣化がひどいようです。2階も支えている部分なので改修の際には改めて詳細な調査をしてください。費用も概算額とは別に考慮する必要があります。

**【持家】【貸屋・空家等】
共通の説明書**

耐震改修の流れ

居住区分【持家】



問い合わせ先

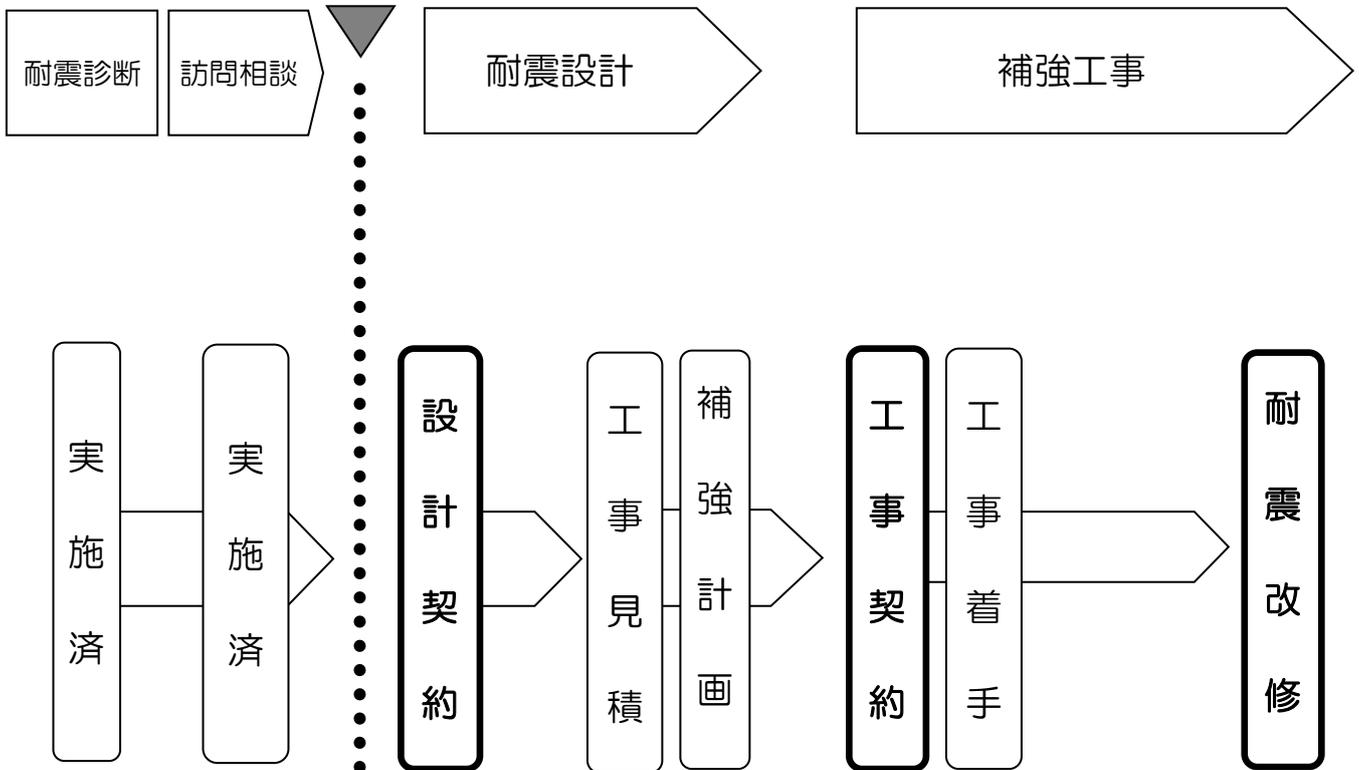
内容		問合せ先	Tel・Fax
1	補助申請手続き一般	横浜市建築防災課	TEL 045-671-2943 FAX 045-663-3255
2	補助制度の詳細		
3	消費生活相談 (契約トラブル等)	横浜消費生活総合センター	TEL 045- 845-6666

【持家】の場合

耐震改修の流れ

居住区分【貸家・空家等】

現時点



- 補強工事は耐震設計を行ってから、実施してください。
- 耐震改修工事を実施した場合、固定資産税の減税制度があります。

居住区分が【貸家・空家等】の場合、耐震改修の補助制度はありません。
(耐震改修後、所有者等の入居が確定している場合等は補助対象となります。)

問い合わせ先

内容	問合せ先	TEL
消費生活相談（契約トラブル等）	横浜消費生活総合センター	045-845-6666

【貸家・空家等】の場合



耐震改修のすすめ

木造住宅耐震改修工事事例集



目次

地震と住まいを考える

大地震が起きる確率 他	・・・	1
過去の地震の教訓	・・・	2
建物の耐震性確保のために耐震改修を！	・・・	2
住まいが地震に耐える仕組み	・・・	3

耐震改修の流れ

耐震改修の流れ	・・・	5
①耐震診断	・・・	6
②耐震設計	・・・	7
③耐震補強工事	・・・	9

耐震改修の実例

平均的な耐震改修費用	・・・	11
横浜市内の耐震改修事例	・・・	12

支援制度等のご案内

支援制度等のご案内	・・・	17
事業者の選び方	・・・	21
防災ベッド・耐震シェルター設置のすすめ	・・・	23
窓口のご案内	・・・	27

●地震と住まいを考える

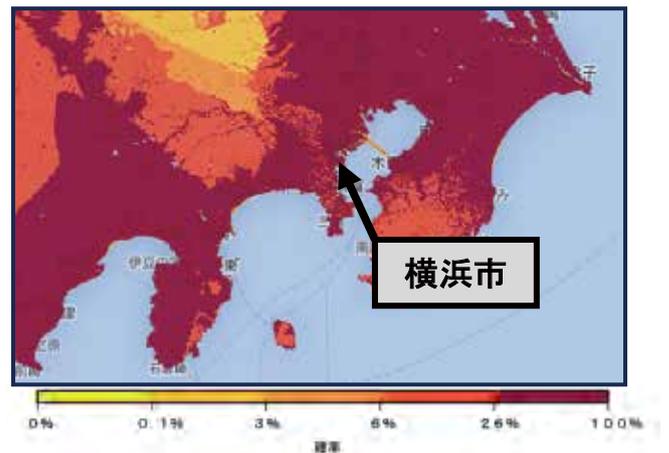
大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後30年以内に震度6弱(※1)以上の揺れに見舞われる確率が高いことがわかります。

※1 震度6弱とは

人間：立っていることが困難になる。
木造建物：耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。
耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。

「気象庁震度階級関連解説表」より



提供 (独) 防災科学技術研究所 J-SHIS

昭和56年5月末以前の建物（旧耐震）の耐震性

建物を建てるときは、耐震基準に適合していることが必要です。この基準は、昭和56年6月に大幅に改定され、それ以前の耐震基準で建てられた建物は、過去の大地震で多くの被害を受けました。

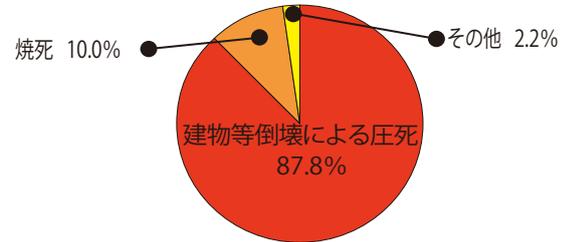
昭和56年6月から平成12年5月末以前の 木造建物の耐震性

平成12年6月に、建物全体のバランスの基準や使用する金物の基準が追加されました。近年は、これらの基準が追加される前の木造住宅についても耐震性の不足の可能性が指摘されています。

過去の大地震の教訓

- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの人命が失われました。犠牲者のうち9割近くが家屋・家具等の倒壊による圧死でした。

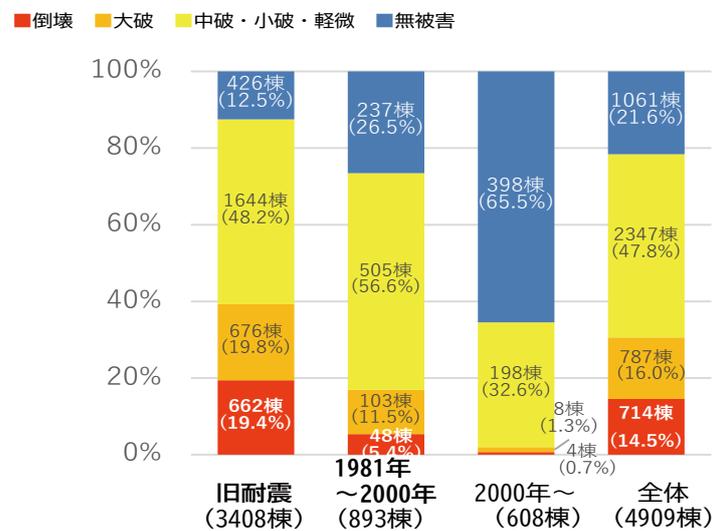
【阪神・淡路大震災における犠牲者の死因】



▲出典：平成7年警察白書（警察庁）

- 能登半島地震における、木造の建築時期別の被害状況を見ると、昭和56年（1981年）以前の建物は被害が大きい傾向にあることが分かります。

また、平成12年（2000年）以前の建物とそれ以降の建物で耐震性に差があることが分かります。



▲令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会
中間とりまとめ(令和6年11月)(国土交通省)より作成

建物の耐震性確保のために耐震改修を！

補強なし 補強あり



提供 防災科学技術研究所 E-ディフェンス

耐震改修を適切に行えば、古い耐震基準の建物も地震に強くなります。

左の写真は築30年の家屋を補強したもの（右）とそうでないもの（左）を振動実験した結果です。補強した建物は倒壊しませんでした。

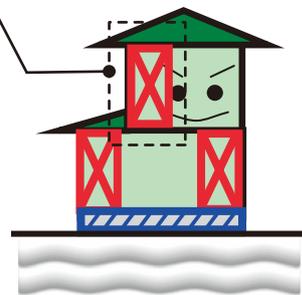
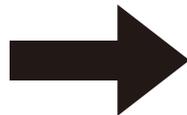
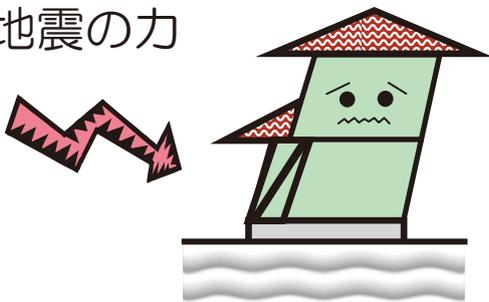
●地震と住まいを考える

住まいが地震に耐える仕組み

住まいは壁で地震に耐える

強い壁は建物にバランスよく配置することが重要です。
建物の四隅の補強は特に重要！
補強の基本となります。

地震の力

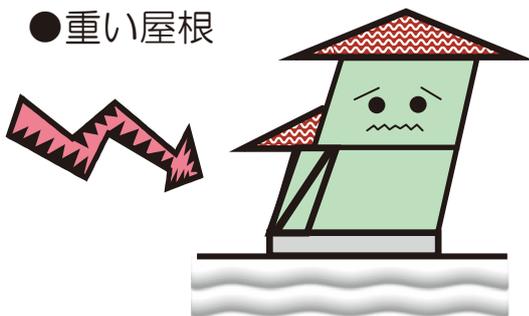


地震の力に耐えるためには筋かいなどが入った**強い壁**  が必要です。
古い基準の建物は強い壁が少ないので、筋かいなどを増設します。

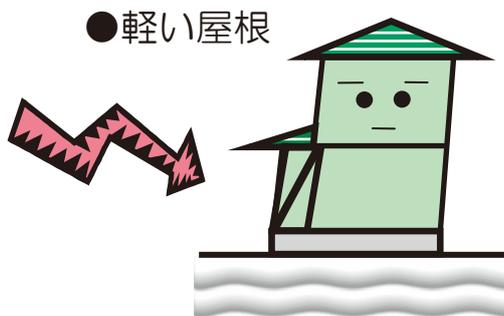
強い壁が地震の力に耐えるには、壁を支える金物や基礎が重要となります。
次のページで詳細を見てみましょう。

屋根を軽くすると、地震時に住まいにかかる負担が少なくなります

●重い屋根



●軽い屋根

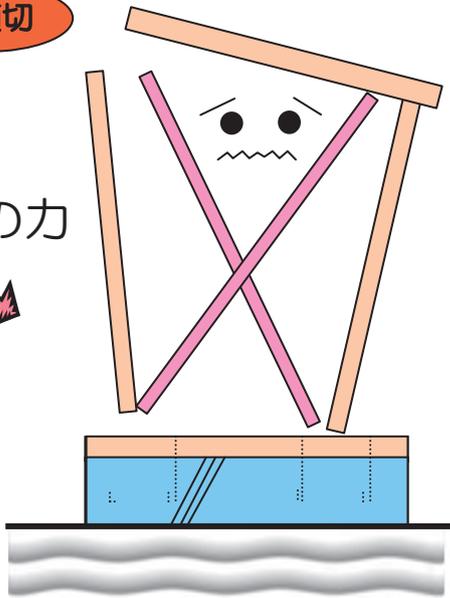


屋根を軽量化しても、壁の力が不十分では大きな揺れに耐えることはできません。

強い壁には金物・基礎が必要

不適切

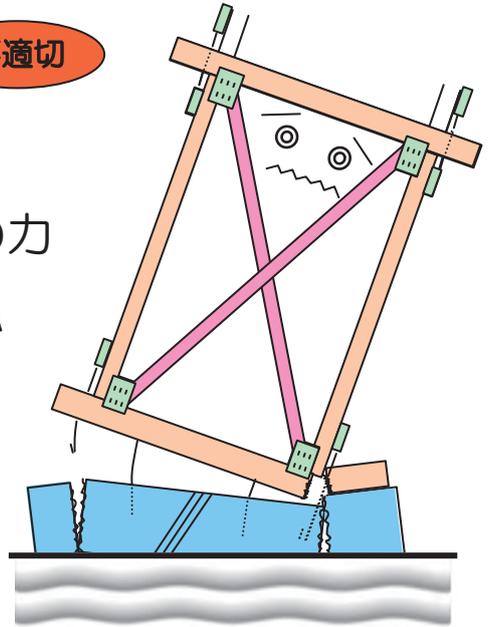
地震の力



金物がないと部材がバラバラに・・・

不適切

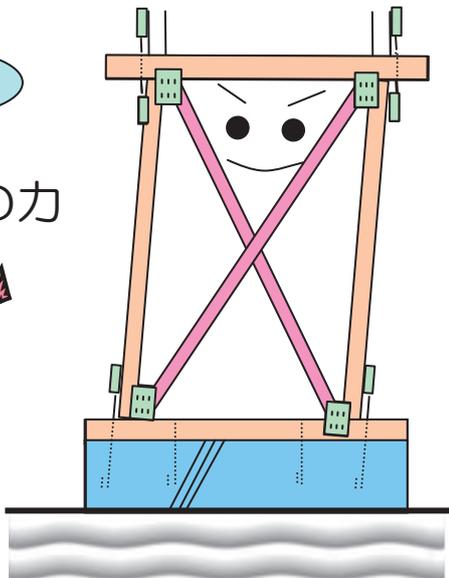
地震の力



基礎が弱いと足元から倒壊する危険が・・・

適切

地震の力



金物と基礎がしっかりしていて強い壁が力を発揮できる

筋かい

金物

基礎

●耐震改修の流れ

耐震改修は、耐震診断、耐震設計、耐震補強工事の3つの作業を行います。それぞれの作業の詳細は6ページ以降をご覧ください。

①耐震診断 (→P6)

地震に対する安全性や耐震改修の必要性を知るために行います。「倒壊の可能性がある又は高い」と判定された場合は、耐震改修を検討しましょう。



②耐震設計 (→P7)

住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを見極め、住まいが地震に対して強くなるよう検討を行い、耐震改修のための設計図面を作成します。



③耐震補強工事 (→P9)

設計図面に従い、工事を行います。工事が適正に行われていることを確認するため、設計者が現場確認を行うのが一般的です。



地震に強い家



耐震改修が完了すると、税金の控除や地震保険の割引を受けられる場合があります。

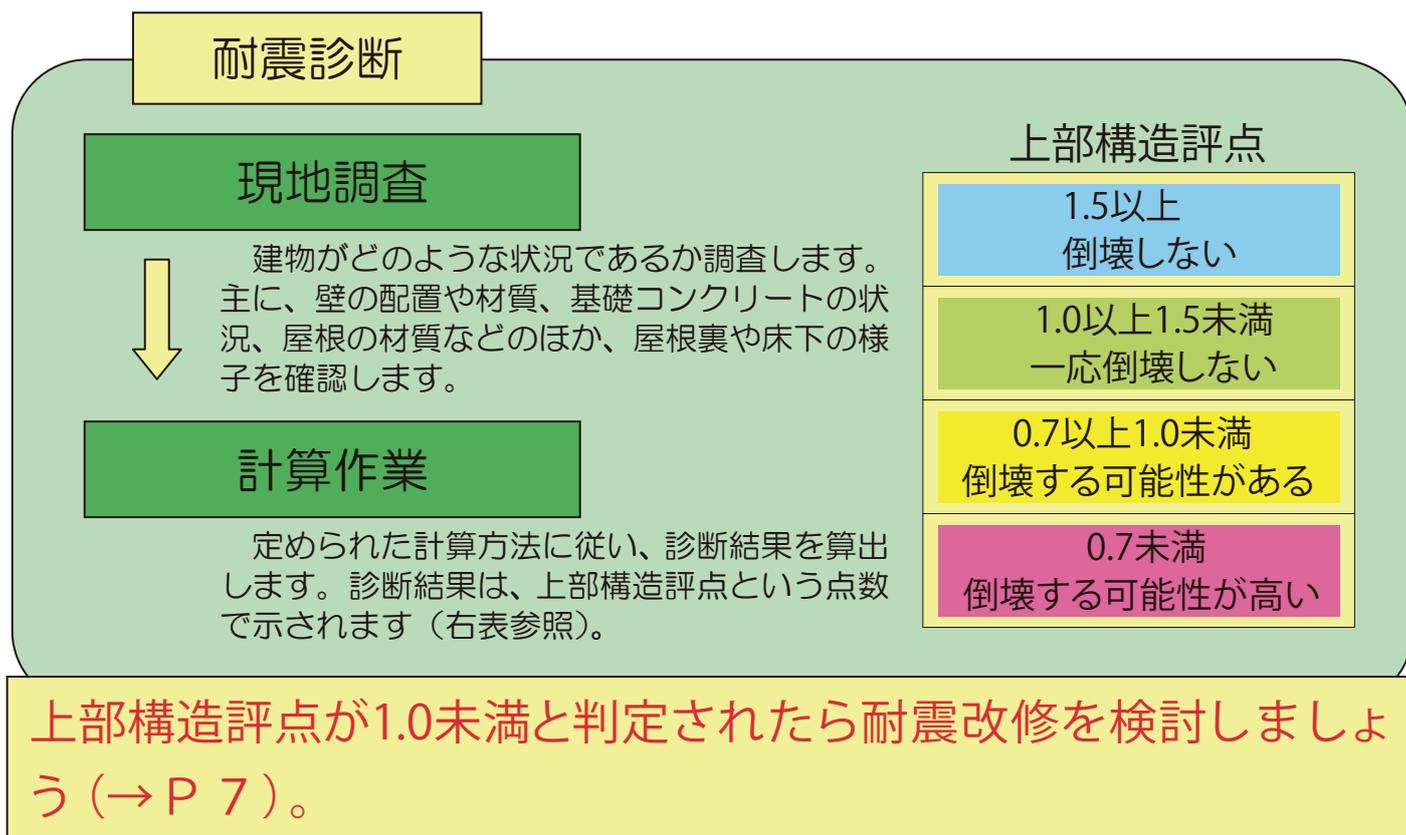
(→P20 参照)

①耐震診断

横浜市の耐震診断制度あり (→P17)

耐震診断は、住まいの地震に対する安全性や、耐震改修の必要性を知るための方法で、一般的に建築士などの専門家が行います。

現地調査(約2～3時間程度)と計算作業を行い、その結果は、上部構造評点等の点数で示されます。



耐震診断法のいろいろ

木造住宅の耐震診断法には数種類の方法があり、その目的にあった診断方法を選択します。

- ①誰でもできるわが家の耐震診断:一般の方が、地震の知識を習得し、自分の家の安全性を知るためのもの
- ②一般診断法:専門家が、耐震改修の可否を判断するために実施するもの
- ③精密診断法:専門家が、耐震改修の設計のために実施するもの

横浜市の耐震診断制度は一般診断法です。耐震改修を行う場合は、設計者が詳細な耐震診断を再度行う必要があります。

※上記①～③の診断方法は、いずれも、(一財)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」という専門書に定められています。

②耐震設計

住まいが地震に対して強くなるよう検討し、設計図面を作成することを耐震設計といいます。耐震診断による点数が1.0以上となるような耐震設計を行ないましょう。

木造住宅の耐震設計の方法について

木造住宅の耐震設計には3種類の方法があり、それぞれの設計方法には次のような特徴があります。
設計士の相談のうえ最適な設計方法を選びましょう。

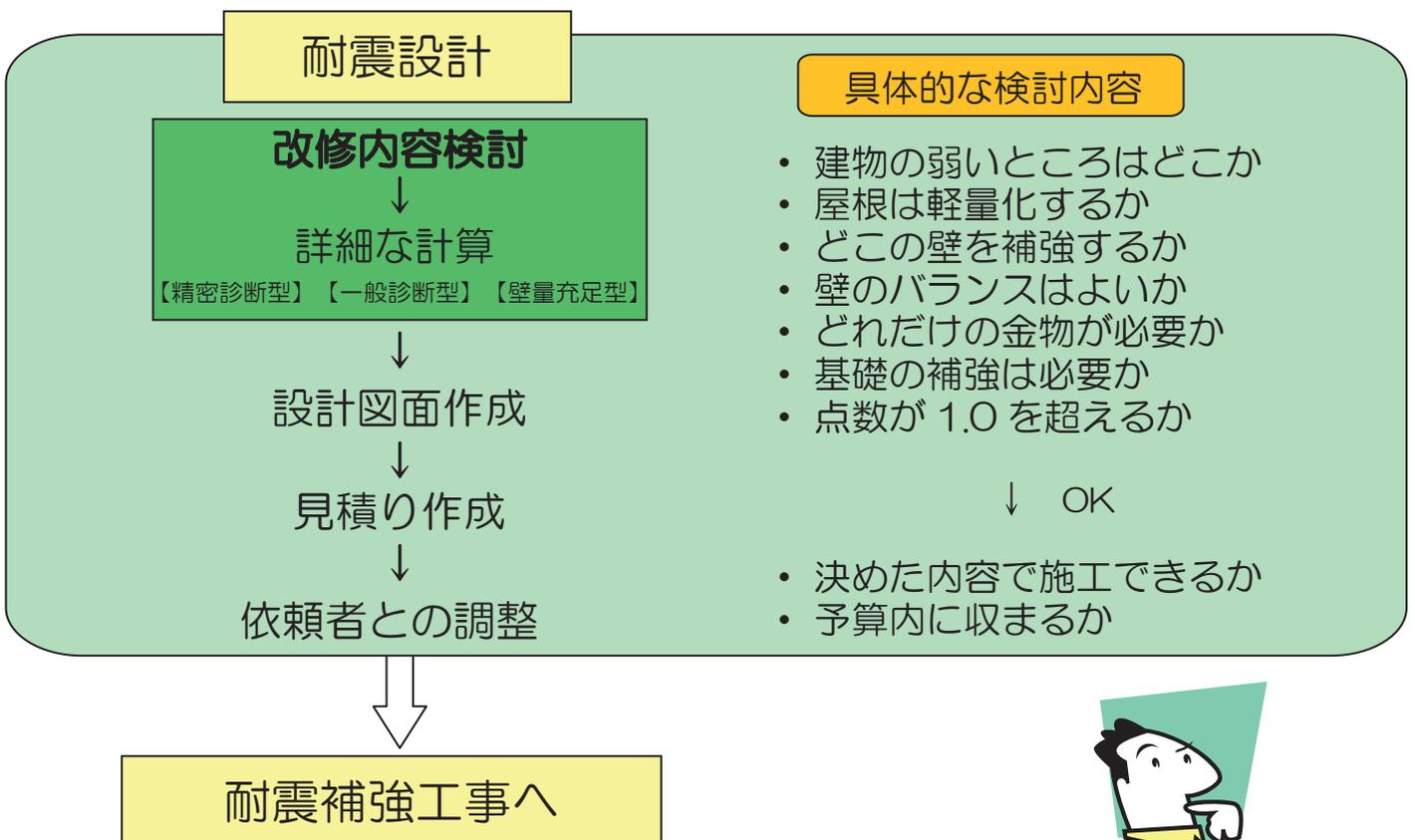
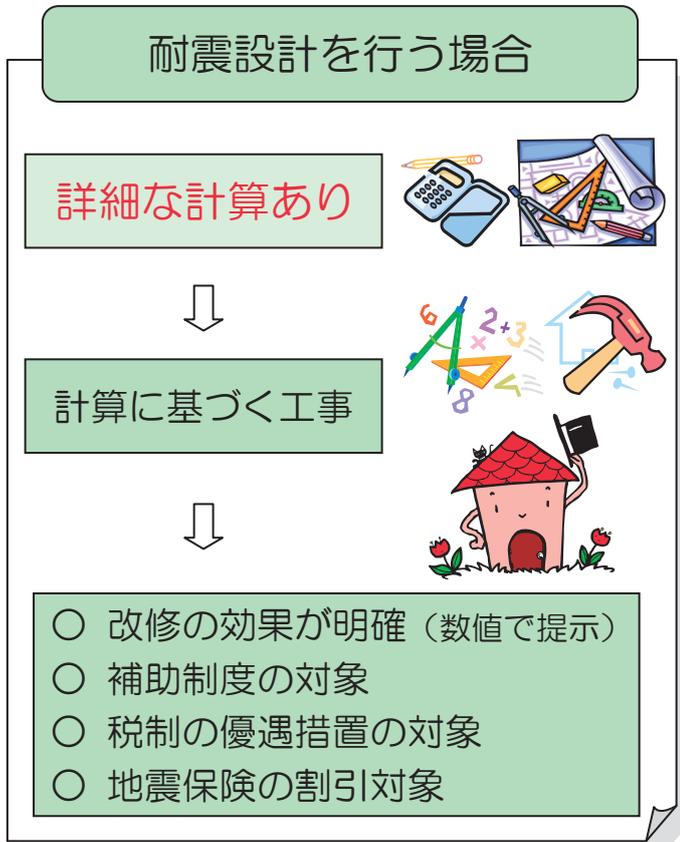


名称 (※1)	【精密診断型】	【一般診断型】	【壁量充足型】
特徴	現状を正確に調査し、 実状に見合った確な補強工事 を実施することができます。	調査の負担は少ない ですが、想定値を用いるため、工事費を抑える効果は低くなります。	金額を抑え、倒壊を防ぐための 必要最低限の補強工事 を実施することができます。
工事金額 (※2)	約 300 ～ 350 万円 (補助金申請した物件の <u>平均</u>)	【精密診断型】に比べ、補強量が増加し、高額になる傾向があります。 約 350 ～ 400 万円 (補助金申請した物件の <u>主な分布</u>)	【精密診断型】に比べ、費用を抑えられる傾向があります。 約 250 ～ 300 万円 (補助金申請した物件の <u>主な分布</u>)

※1 【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】の名称は横浜市が独自に定義したものです。

※2 工事金額はあくまでも耐震設計方法を検討するための目安であり、建物の形状や規模、実施する工事内容により変動する可能性があります。また、工事金額は工事費用のみの金額であり、設計費用は含まれません。

注意! 耐震設計を行わないと、耐震補強工事をして十分な耐震性を得られない場合があります。



③耐震補強工事

設計図面に基づき工事を行います。工事中は設計者が現場の施工内容を確認するのが一般的です。工事の内容は、設計により異なりますが、ここでは、代表的な工法とその費用を紹介します。

壁補強

●筋かい



地震の力に抵抗できるように、斜めの木材＝筋かいを壁の中に設置して補強します。

●構造用合板



910mm
地震の力に抵抗できるように、専用の強い板＝構造用合板を壁に打ち付けて補強します。

拡大

●金物補強

柱脚



柱頭



地震の力で柱などが抜け出さないように、補強をする壁の柱や土台・はりには金物で補強を行います。

工事費の目安（参考価格）

1箇所（幅910mm）あたり

補強 10万円～15万円

新設 15万円～22万円

〔壁の解体・補強・仕上げの復旧含む
足場、戸袋復旧、建具費用等は別途必要〕

基礎の補強



昭和56年以前の建物の多くは、基礎に鉄筋が入っていません。地震による力で基礎が壊れないように既存の基礎に沿って鉄筋コンクリートの基礎を補強します。

工事費の目安（参考価格）

基礎の補強長さ1mあたり
3万円 ～ 6万円
（設備移設・復旧費用等は別途必要）

屋根の軽量化



瓦などの重い屋根を軽くすることで地震時に受ける力を小さく出来ます。屋根の軽量化は壁補強に比べ費用がかかるので、屋根が老朽化している場合などに実施するとよいでしょう。

工事費の目安（参考価格）

1㎡（実面積）あたり
1.2万円 ～ 3万円
（足場費用は別途必要）

腐朽部材の交換



浴室の土台などはシロアリ等の蟻害にあっていることがよくあります。腐った部材を交換します。

工事費の目安（参考価格）

部位・状態によって異なります。
施工者にご相談下さい。

参考価格の他に、仮設、建具・戸袋復旧、設備工事などの費用が別途必要です。
試算の際にはご注意ください。

●耐震改修の実例

平均的な耐震改修費用

リフォーム分は含まず

補助制度利用者（【精密診断型】による改修工事）の統計値※

設計費用 	平均 約45万円 (主な分布 30~80万円)
工事費用 	平均 約305万円 (主な分布 150~500万円)
耐震改修費用 合計 	平均 約350万円 (主な分布 130~580万円)

※ ご注意 上記費用は、平成 28 ~ 令和 6 年度に横浜市が補助金を交付した約 270 件のデータ（【精密診断型】による改修工事）をもとに作成しています。また、耐震改修工事と同時にされるリフォーム費用は含まれていません。

耐震設計の費用（補足）

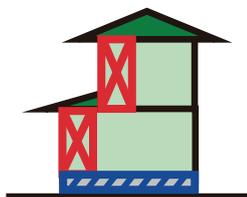
耐震設計には工事監理※も含んで契約をすることがほとんどです。その費用の目安は、**建物の年代や規模はあまり関係せず**、一般的に下記のように決まります。

費用 = 設計・監理に必要な日数 × 人件費/1日 × 係数（経費など）

具体的な費用は、作成図面の枚数や打ち合せの頻度、業務体制などによっても異なります。事前にその内容について、設計者に確認してください。

※工事監理とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいいます。

横浜市内の耐震改修事例（【精密診断型】による改修工事）



事例比較一覧

※1	改修事例1	改修事例2	改修事例3	防災ベッド設置事例	※2
新築年	昭和54年	昭和53年	昭和37年	昭和56年	
延床面積	115.93㎡	116.76㎡	101.09㎡	152.3㎡	
評点	改修前	0.30	0.23	0.40	—
	改修後	1.08	1.02	1.05	—
屋根軽量化	140㎡	—	68㎡	—	
壁補強	16箇所	19箇所	16箇所	—	
基礎補強	—	1.82m	8.34m	—	
工期	約3か月 (住みながら)	約3か月 (住みながら)	約5か月 (住みながら)	約1日 (住みながら)	
耐震工事費	395万円	348万円	424万円	62万円	
補助金	▲105万円	▲100万円	▲100万円	▲20万円	
自己資金	290万円	248万円	324万円	42万円	
掲載ページ	13ページ	14ページ	15ページ	16ページ	

—：工事なし

※ご 注 意

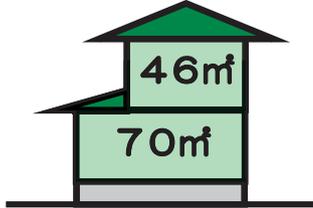
※1 この事例集は、横浜市の補助制度を利用して【精密診断型】による耐震改修工事を行った住宅のデータをもとに作成していますが、工事内容や金額については、建物の状態や工事の条件、工事実施時点の物価等、様々な要素によって大幅に変わりますので、ご注意ください。また、記載の補助金額は、当該事例の申請当時の金額です。現在の補助上限額等については、19ページをご覧ください。

※2 防災ベッド・シェルターに関する内容は、23～26ページをご覧ください。

改修事例 1 壁を補強 屋根軽量化

対象家屋

S54年築



費用内訳

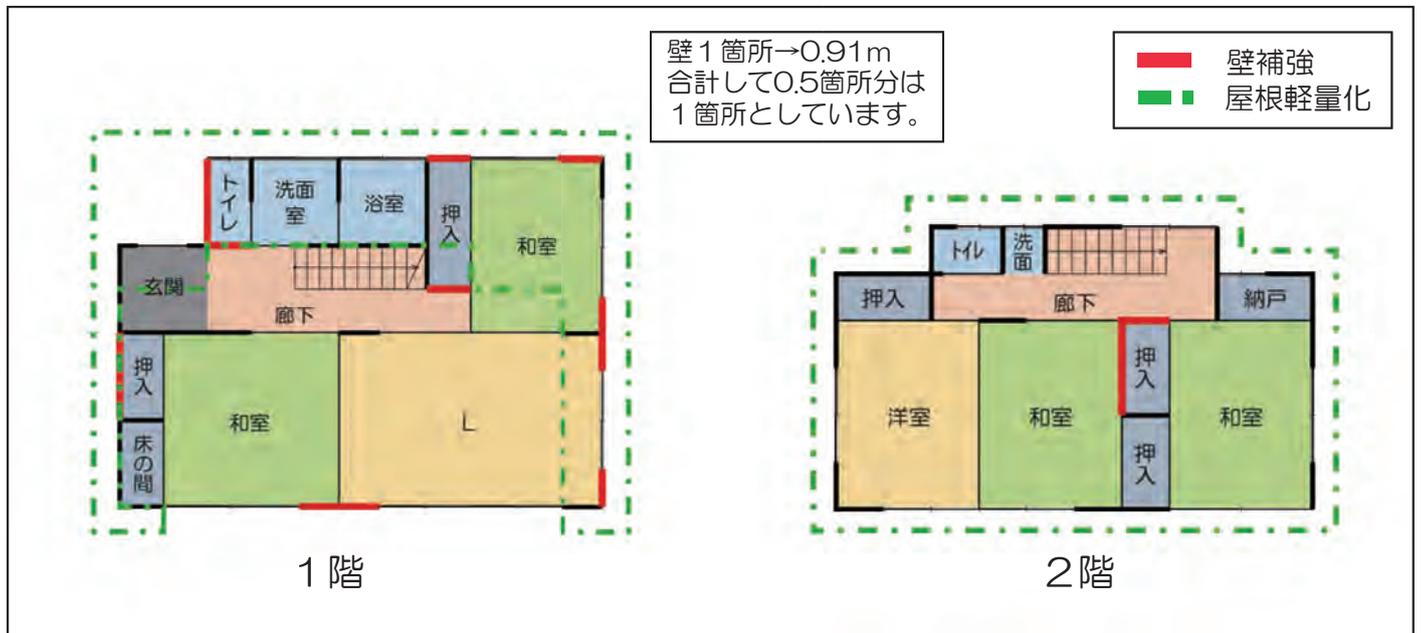
 耐震工事費用
395万円

 補助金
105万円
※平成30年度

 自己資金
290万円

補強概要

上部構造評点 0.30 → 1.08



補強数量

1階壁	13箇所	基礎	工事なし
2階壁	3箇所	屋根	140m ²

費用詳細

屋根工事	218万円
壁工事	177万円
基礎工事	—
その他※諸経費等	—
合計	395万円

ポイント

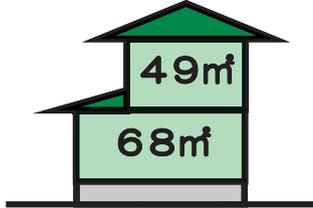
屋根を軽量化することで壁の補強が少なくなりました。屋根範囲が広いため屋根工事費用が多めにかかりました。

- 工事期間 約3か月（住みながら補強）
- リフォーム 53万円
（2階内装リフォーム・一部設備入替）

改修事例2 壁を補強 一部基礎を補強

対象家屋

S5 3年築



費用内訳



耐震工事費用
348万円



補助金

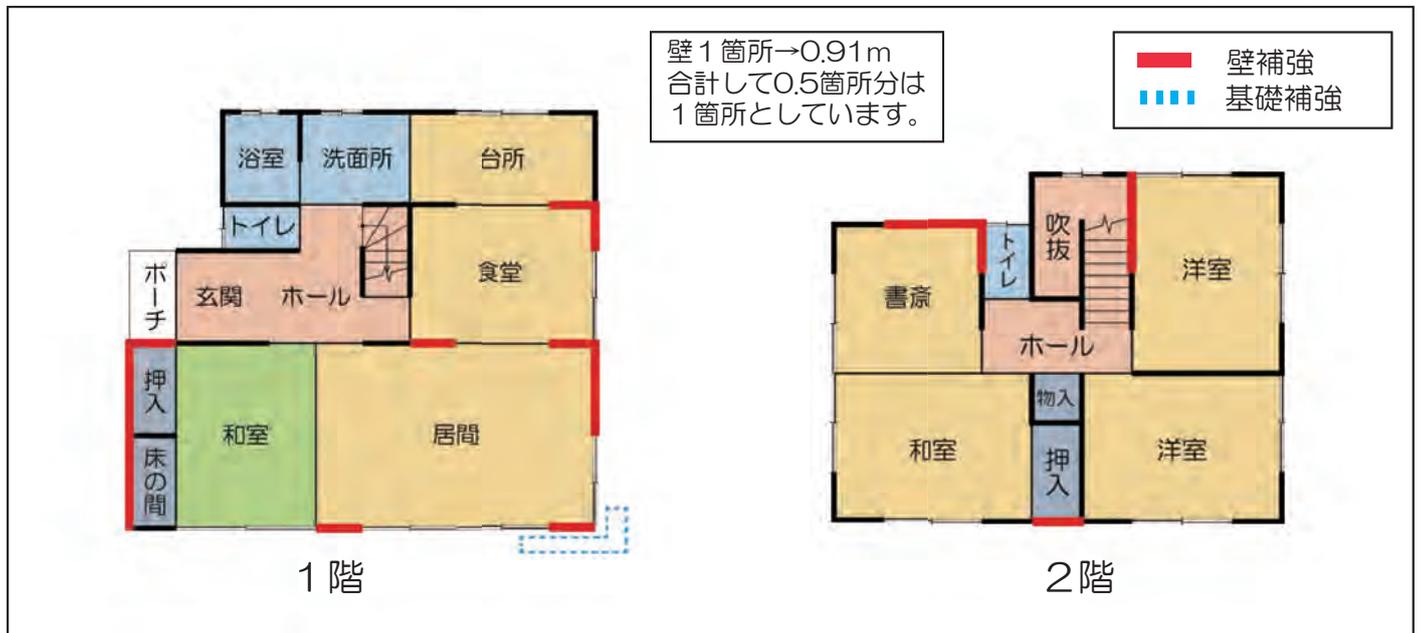
100万円
※令和3年度



自己資金
248万円

補強概要

上部構造評点 0.23 → 1.02



補強数量

1階壁	13箇所	基礎	1.82m
2階壁	6箇所	屋根	工事なし

費用詳細

屋根工事	—
壁工事	234万円
基礎工事	30万円
その他※諸経費等	84万円
合計	348万円

ポイント

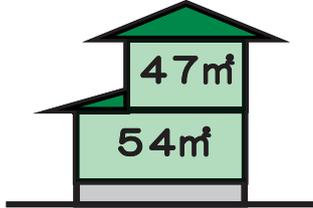
基礎は、引抜力が大きい箇所のみを補強することで費用を押さえます。

- 工事期間 約3か月（住みながら補強）
- リフォーム 工事なし

改修事例3 壁を補強 屋根軽量化 一部基礎を補強

対象家屋

S37年築



費用内訳

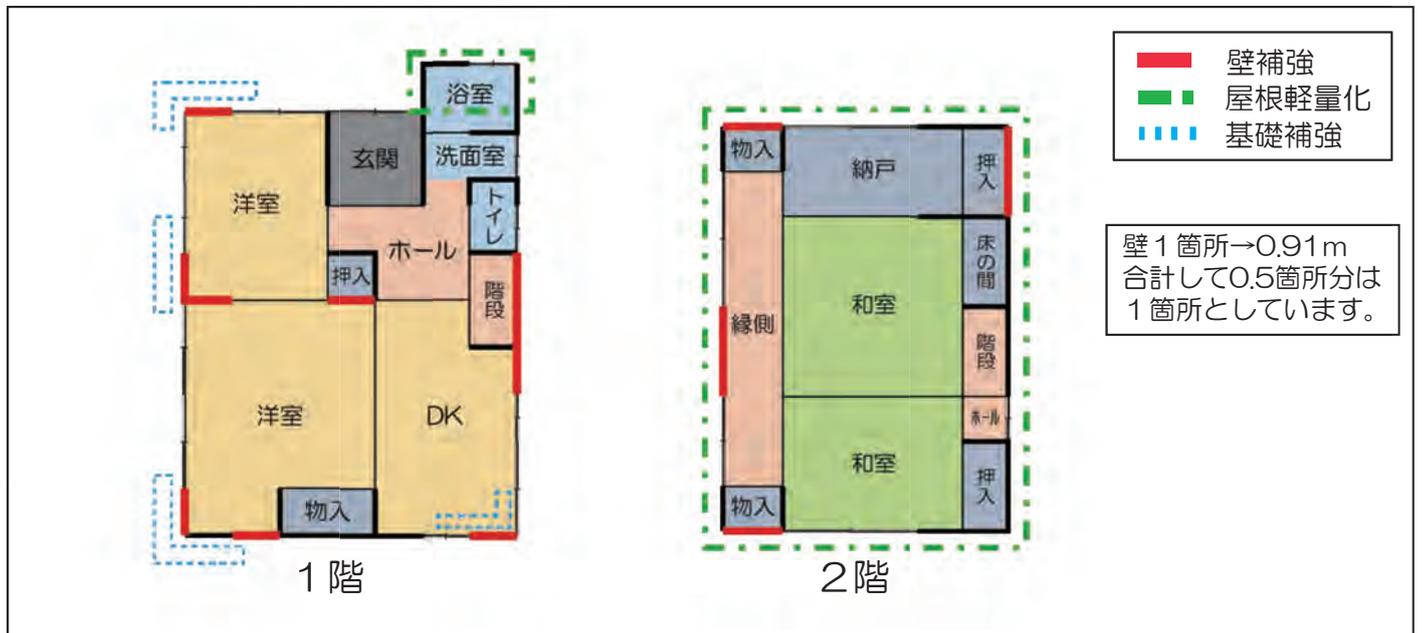
 耐震工事費用
424万円

 補助金
100万円
※令和3年度

 自己資金
324万円

補強概要

上部構造評点 0.40 → 1.05



補強数量

1階壁	10箇所	基礎	8.34m
2階壁	6箇所	屋根	67.8㎡

費用詳細

屋根工事	158万円
壁工事	198万円
基礎工事	68万円
その他※諸経費等	—
合計	424万円

ポイント

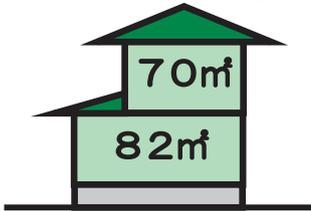
昭和37年築の古い家屋であっても、屋根の軽量化、壁の補強、基礎の補強を行うことで、耐震性を確保することが出来ました。

- 工事期間 約5か月（住みながら補強）
- リフォーム 797万円
（内装リフォーム・サッシの入替・キッチン交換等）

防災ベッド設置事例

対象家屋

S56年築



費用内訳

防災ベッド
設置費用
62万円

補助金
20万円

自己資金
42万円

補強概要

1階図面

設置場所

写真

費用詳細

本体価格	42万円
設置工事	9万円
その他※諸経費等	11万円
合計	62万円

ポイント

寝室に防災ベッドを設置しました。
和室のため、畳が沈みこまないよう補強ボードを
床に敷いた上で防災ベッドを設置しました。

- 工事期間 1日（住みながら設置）
- リフォーム 工事なし

● 支援制度等のご案内

横浜市の無料耐震診断

～横浜市木造住宅耐震診断士派遣事業～

横浜市長が認定した耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行います。

対象となる住宅

- 平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された住宅
※ 平成19年9月以降に、既に横浜市の耐震診断を受けた住宅は対象外です。
- 2階建て以下の在来軸組構法の木造住宅
※ ツーバイフォー住宅、プレハブ住宅、軽量鉄骨住宅、混構造の住宅等は対象外

利用方法

- ① 申込書または横浜市建築局建築防災課ホームページから申し込みます。
- ② 申し込み後、約1週間後に診断日をお知らせします。
- ③ 診断士が現地に伺い、約2～3時間程度で調査を行います。
※ 建築確認通知書や建築図面（平面図）がある場合は、診断士に提示してください。
- ④ 後日、耐震診断報告書を郵送でお届けします。

お申込方法

- ① 「申込書」で申し込む

【申込書入手方法】

- ・横浜市建築局建築防災課に郵送請求
- ・建築局建築防災課窓口、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー等で入手
- ・横浜市建築防災課ホームページからダウンロード

- ② 「横浜市電子申請・届出システム」で申し込む

横浜市 木造住宅耐震診断

検索

横浜市の無料訪問相談

相談員を無料でご自宅等(※)へ派遣し、耐震診断結果の説明、耐震改修の一般的な内容、改修計画の概要や概算費用等のご相談に応じます。

※訪問相談の実施場所は、原則、申請者宅(市内に限る)または耐震診断を実施した家屋のどちらかとなります。その他の場所をご希望の方は、別途ご相談ください。

対象となる人

- 横浜市の耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(「倒壊の可能性がある」「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅の所有者

利用方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

①「電話」で申し込む

お手元に「耐震診断報告書」をご用意の上、お電話ください。

お申込先：一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL：662-2711

受付時間：9～12時、13～16時(土日・祝日を除く)

②「はがき」で申し込む

利用申請書に必要事項を記入し、はがきに貼付のうえ、ご郵送ください。

③「横浜市電子申請・届出システム」で申し込む

横浜市 木造住宅訪問相談

検索



利子補給制度のご案内



■【リバース60】利子補給制度

耐震改修工事を金融機関から融資を受けて行う場合、低利子又は無利子で融資を受けられる場合があります。

※制度の詳細は金融機関にお問合せください。

横浜市の補助制度

～横浜市木造住宅耐震改修促進事業～

耐震改修費用を補助します。

対象要件 ※工事完了までに要件を満たせば対象となります。

- 平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建て以下の在来軸組構法の木造住宅。
- 耐震診断の結果、点数が1.0未満と判定された住宅。
- 耐震診断による点数が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。
- 当該住宅の所有者又は所有者の一親等以内の親族が居住している住宅
(賃貸住宅、貸し店舗を含む住宅は対象外)。
- 世帯の構成者全員が、住民税等の滞納が無い世帯。
- 耐震改修工事終了後、10年以上、居住すること。
- 住宅が、建築基準法関係法令等に適合している住宅。
 - ・前面道路や容積率、建ぺい率、高さなどが法令に適合していることが必要です。
 - ・申請時に適合していなくても、耐震改修工事完了時までには是正をすれば対象となります。

補助限度額(※1)

一般世帯 115万円

非課税世帯(※2) 155万円

※1 耐震改修工事と同時に、省エネ改修工事を行う場合、補助金が加算される場合があります。詳細は、市にお問い合わせください。

※2 過去2年間、世帯員全員の市・県民税が非課税である世帯

利用方法

施工事業者と**契約を行う前に申請を行ってください。**

※契約は、横浜市からの決定(承認)通知を得た後に行ってください。

※申請書類は、横浜市建築局建築防災課ホームページで入手できます。

受付窓口

横浜市建築局 建築防災課 耐震事業担当

窓口の詳細については、裏表紙をご覧ください。

所得税の特別控除

対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築された家屋
- 自己の居住の用に供する家屋
- 耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準（点数1.0以上）に適合するもの
- 令和7年12月31日までに住宅耐震改修をしたもの

控除額

耐震工事の標準的な費用の額から市が交付した補助金額を差し引いた額の10%を控除
（上限25万円、その年1回のみ）

手続き

- （1）耐震改修をしたことを証明する「住宅耐震改修証明書（横浜市が発行する証明書）」
または「増改築等工事証明書（事業者が発行する証明書）」を入手します。入手方法は
横浜市建築局建築防災課へお問合せください。
- （2）耐震改修が完了した年の翌年の確定申告に、（1）の証明書、住民票の写し、家屋の
登記事項証明書、計算明細書（税務署で配布）を添付して申告します。

固定資産税の減額措置

対象となる住宅

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- 現行の耐震基準（点数1.0以上）に適合する耐震改修を行った住宅（賃貸住宅も含む）
- 改修工事金額が1戸あたり50万円を超えるもの
- 改修工事完了日が令和8年3月31日までのもの

減額の内容

翌年分の税額が1/2に減額されます。

手続き

- （1）耐震改修をしたことを証明する「住宅耐震改修証明書（横浜市が発行する証明書）」
または「増改築等工事証明書（事業者が発行する証明書）」を入手します。
入手方法は横浜市建築局建築防災課へお問合せください。
- （2）耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に、住宅が所在する区役所の固定資産税担当
課へ（1）の証明書を添付して、手続きを行います。

上記のほかに、耐震改修を行うと、地震保険の加入、更新の際に割引を受けられる場合があります。詳しくは保険会社へお問い合わせください。

●事業者の選び方

設計や施工を行う事業者は、耐震改修をともに行う重要なパートナーです。自分に合った事業者を選び、適切かつ効果的に耐震改修を行いましょう。

事業者の選び方

①横浜市に登録事業者名簿から探す

登録事業者は、本市が実施する講習会を受け誠意を持って良心的に耐震改修を行うことを宣誓した事業者です。各区役所広報相談係窓口（区版）や横浜市建築局建築防災課ホームページ（全市版）で名簿をご覧いただけます。

また、耐震診断報告書にも名簿（区版）が同封されます。

横浜市 登録事業者名簿

検索

②知り合いの建築士・工務店等に依頼する

信頼できる建築事務所・工務店等がある場合は、耐震改修に関する知識を有していることを確認のうえ、依頼します。

事業者にしっかりと要望事項を伝えましょう

スムーズに耐震改修を進めるためには、耐震改修に対する要望事項を、的確に相手に伝える必要があります。下記の表の項目を確認したうえで、事業者選びをはじめましょう。

内容	選択	項目
耐震改修工事については、		実施するか未定なので、まず相談したい。 実施したいので、具体的に話をしたい。
依頼したい見積りの内容は、		概算でいいので無料の範囲で見積りが欲しい。 有料でもいいので正確な見積りが欲しい。
横浜市の補助制度を、		利用したい。 利用しなくてもよい。
想定している予算（自己負担額）は、		100万円未満 100～300万円程度 300万円以上
耐震改修の方法は、		詳細な調査に基づき、的確な改修を行いたい。 費用を抑えて、必要最低限の改修を行いたい。
耐震改修以外のリフォーム（台所、風呂、トイレ、内装など）を		希望する（具体的に： ） 希望しない
工事を行う場合、工事時期の希望は、		年 月頃から 特に決めていない

事業者選びのポイント



◎自分に合った事業者を選ぶ

事業者は、耐震改修をうまく進めるための重要なパートナーです。複数の事業者と打ち合わせを行い、担当者の性格や人柄、雰囲気や話しやすさなど、自分に合う相手を探しましょう。

◎質問をして信頼できる相手を探す

耐震改修には建築の知識が必要となりますが、分からないことや疑問を感じたら質問をしましょう。分かりやすく説得力のある説明をできる担当者であれば、お互いに信頼が高まります。

なお、耐震改修の設計図面を作成するためには、詳細な耐震診断を行う必要があります（→P7 参照）。この作業を敬遠する場合は、耐震改修をしても耐震性が向上しない場合がありますので、この点は必ず確認しましょう。（→P8 参照）

◎納得してから契約を結ぶ

「今すぐ契約をすれば値引きをします」「専門的なことは私たちに任せて」など、契約を急がせたり、強引に契約を勧めたりする行動は、悪質なリフォーム業者によく見られます。また、「家の外を見たが、この家は地震に弱い」と不安感をあおる場合がありますが、耐震性は建物の外観だけでは判別できないので、根拠の無い場合が考えられます。

契約は納得したうえで結びましょう。不安を感じる場合は相談窓口を利用することをおすすめします。

不安を感じたら相談窓口をご利用ください

◎契約に不安を感じたり、トラブルとなった場合は、横浜市消費生活総合センターへご相談ください。

相談時間 平日：午前9時～午後6時
休日：午前9時～午後4時45分（祝日・年末年始を除く）
電話 045-845-6666（相談専用電話番号）

●防災ベッド・耐震シェルター設置のすすめ

住宅の耐震改修や建て替えよりも費用が安価で、設置の期間も短くなる防災ベッドや耐震シェルターを設置して、地震による家屋の倒壊から身を守りましょう。

防災ベッドとは

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくために、ベッドにフレーム等を設置するものです。

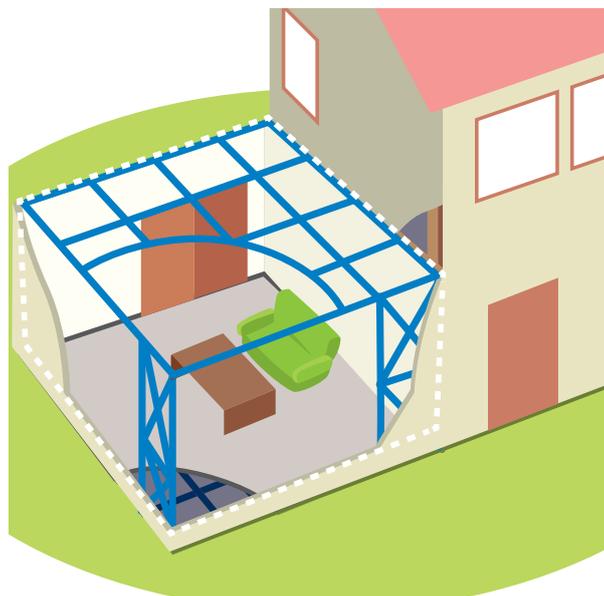
既存のベッド・介護用ベッドと併用できるベッドフレームや、就寝中以外に安心して生活するためのテーブルタイプのフレームなど様々な製品があります。



耐震シェルターとは

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくために、住宅の一部屋（居間や寝室）にフレーム等を設置することにより安全な空間（一時的な避難場所）を作るものです。

既存の壁をはがしてフレーム等を設置するものや、壁の内側にフレームを設置するものなど様々な製品があります。



横浜市の補助制度

～横浜市防災ベッド等設置推進補助事業～

防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- 平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された住宅
- 2階建て以下の木造住宅
- 住宅の1階に防災ベッド、耐震シェルターを設置できる住宅
- 申請者が居住する個人住宅（長屋、二世帯住宅を含む）

対象となる人

- 申請者に市税の滞納がないこと
 - 補助対象建築物に自ら居住している個人
- ※ 法人・個人事業者は除く

対象となる防災ベッド等

25、26ページの製品リストに掲載があるもの

補助限度額

防災ベッド及びテーブル	20万円
耐震シェルター	40万円

※本補助金は、防災ベッド等の本体費用が対象です。

利用方法

- ①25、26ページの製品リストから設置する製品を決めて事業者から見積もりを取得します。
- ②交付申請書に見積書のほか、必要書類を添えて横浜市建築局建築防災課に提出します。
- ③提出された交付申請書を市で審査後、交付決定通知書をお送りしますので、受け取り次第、事業者と契約を結び防災ベッドや耐震シェルターの設置を行ってください。

お問合せ先

横浜市建築局建築防災課

住所 〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所25階

電話 045-671-2930 FAX 045-663-3255

時間 平日 8時45分～12時、13時～17時15分

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助対象製品リスト

令和7年4月版

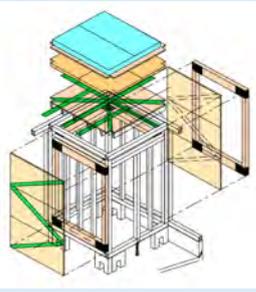
別紙

<p>〇〇ベッド ××株式会社</p> 	<p>TEL △△△-△△△-△△△△ URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：〇〇万円 〇〇が特徴の防災ベッドです。 〇日程度で設置可能です。 ※各欄に記載の金額は目安です。 詳細は各メーカーに直接お問合せください。</p>	<p>防災ベッド標準型BB-002 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：40万円(税別) アーチ状のフレームが特徴の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>
<p>介護用防災フレーム 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：45万円(税別) 介護ベッド専用の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>	<p>安心防災ベッド枠B フジワラ産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 06-6586-3388 URL www.fj-l.co.jp 本体費用：41万8千円(税抜) 耐荷重：16t 搬入設置費、消費税等は別途 ・鋼鉄製のフレームで寝ている人の身を家屋の倒壊から守る。 ・半日程度で設置可能です。</p>
<p>ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 03-6810-7900 URL www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ ●価格の目安：65万円～(税別) ●ひのきが特徴の防災ベッドです。 ●半日程度で設置可能です。</p>	<p>耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ 関西ボラコン株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0795-76-0855 URL ansin-bousai.com 本体費用：29万7千～(税込) (サイズによる) 耐荷重：60.6トン～ 家屋の倒壊時にも、安全な三角スポットを確保できます。</p>
<p>耐震和空間 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ ※価格はお問合せください 4方向に開口があり、様々な空間として活用できます。 3時間程度で設置可能です。</p>	<p>減災寝室 有限会社扇光</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-57-2535 URL www.senko-jp.com 本体費用：65万円 (桧節有・税別) 天然木材で作成したあたたかみのある耐震シェルターです。 1日で設置可能です。</p>
<p>木質耐震シェルター 株式会社一条工務店</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-422-231 URL www.ichijo.co.jp/news/shelter/ 本体価格：45万1千円～(税込、施工費込み) 「大地震の発生で建物が倒壊しても、人命だけは守りたい」既存の住まいに手を加えることなく設置可能な耐震シェルター。建物倒壊実験でその安全性を実証しています。2017ジャパンレジリエンスアワード強靱化大賞優秀賞受賞をはじめ、各方面から高い評価を受けています。</p>	<p>レスキュールーム 有限会社ヤマニヤマショウ</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 053-442-2420 URL shelter-rescueroom.com/ 6面体鉄骨造りのシェルターで安心安全/基礎から作るので安心して頂けます。</p>

ベッド の製品は、1台につき補助上限額20万円（世帯の人数分まで申請可能）

シェルター の製品は、1台につき補助上限額40万円（1軒につき1台のみ）

※補助対象となるのは、防災ベッドか耐震シェルターどちらか一方のみです。併用はできません。

<p>鋼耐震 株式会社東武防災建設</p> <p>TEL 048-970-3530 URL www.tobubousai.co.jp 概算工事費6帖330万円(税込) 静岡県・兵庫県の耐震コンペにて優秀賞を受賞した商品です。 セミオーダーで部屋に合わせて制作可能・短工期・引越し不要です。</p> 	<p>剛建 有限会社宮田鉄工</p> <p>TEL 0587-37-1569 URL taishin-shelter.co.jp/ 設置費用：46万円（税別） ※床工事、運送費、クロス貼り等は別途かかります ※本体設置は1日で施工できます</p> 
<p>シェルキューブR 株式会社デリス建築研究所</p> <p>TEL 0800-100-1113 URL www.delis-archi.co.jp/shell-cube/ 本体費用：160万円（6帖タイプ）部屋に置くだけで安全な場所を確保する床置き型の耐震シェルターです。基礎工事や内装工事の必要がなく1日で設置。実物大の試験により87トンの垂直荷重性能を確認しております。</p> 	<p>シェルターユニットバス（UB） J建築システム株式会社</p> <p>TEL 011-573-7779 URL www.j-kenchiku.co.jp シェルター部材価格：約40万円 （浴室1坪の場合、ユニットバス除く、解体・設置工事別途） ユニットバス入替工事に併せてお風呂廻りをシェルター化します。大地震時に逃げ込む避難場所を確保し安全安心な暮らしを。</p> 
<p>耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」 株式会社青ヒバの会ネットワーク</p> <p>TEL 090-3229-5678 URL info@aohiba.net 本体及び施工費：150万円（税別） 国産材に包まれた空間 テレワークに便利な個室にも。</p> 	<p>つみっくブロックシェルター 株式会社つみっく</p> <p>TEL 0852-28-3178 URL www.tsumic.com 設置費用：45万円～ 木製ブロックを組み立て、半日程度で設置可。お部屋に合わせ広さ、開口位置等、自由な設計ができます。施工代理店あり。</p> 
<p>パネル式耐震シェルター SUS株式会社</p> <p>TEL 03-5652-2393 URL www.sus.co.jp/ecomis/ サンドイッチパネルで構成し、四方を開口設置出来、人命を守ります。軽量で短工期で施工できます。 6帖 240万円～（税別）</p> 	<p>木質耐震シェルター 70K 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会</p> <p>TEL 03-6897-6789 URL www.taishin100.or.jp/technology/70k 本体価格：90万円～（税別、4.5畳タイプ）※設置費、運搬費は別途 木質ラーメン構法(SE構法)の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。</p> 
<p>まもルーム 株式会社カラフルコンテナ</p> <p>TEL 0587-51-1236 URL www.colofulcontainer.com 海上輸送用コンテナの強度の特徴を生かした組立式シェルターだから大開口の間口が取れる。 組立時間は半日～。税別本体費： 6帖 96万円 8帖:110万円</p> 	

窓口のご案内

横浜市建築局企画部建築防災課

時間 平日 8時45分から12時まで、
13時から17時15分まで
電話 045-671-2943
FAX 045-663-3255
所在地 〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階
*地図1参照
交通 JR・横浜市営地下鉄「桜木町」駅 徒歩3分
みなとみらい線「馬車道」駅 1C出入口直結

一般社団法人横浜市建築士事務所協会

時間 平日 9時から12時まで、
13時から16時まで
電話 045-662-2711
FAX 045-662-8981
所在地 〒231-0003
横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階
*地図1参照
交通 JR「関内」駅 北口から徒歩9分
横浜市営地下鉄「関内」駅 3番出口から徒歩7分
みなとみらい線「馬車道」駅 6番出口から徒歩1分



【地図1】

発行：横浜市建築局企画部建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階
電話：045(671)2943 FAX：045(663)3255

令和7年4月発行

様式8 ※要綱が未確定のため、様式が変更となる場合があります。

様式6 第1面 (第14条第1項及び第2項関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

中間検査実施結果に関する書類

年 月 日

1 書類作成者 (検査員)

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
建築士事務所名	
建築士事務所所在地	
検査員 (建築士) 氏名	
電話番号	

2 中間検査の実施に係る申請番号及び申請者氏名

申請番号	
申請者氏名	

3 指定された耐震改修工事の工程 (中間検査実施工程)

該当に○	指定された耐震改修工事の工程 (中間検査実施工程)	
	基礎工事	配筋完了時 ⇒第2面提出
	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置完了時 (指定箇所数: 箇所) ⇒第3面提出
	屋根工事	既存屋根撤去完了時 ⇒第4面提出
	その他	() ⇒第5面提出

4 指定された省エネ改修工事の工程 (中間検査実施工程)

該当に○	指定する省エネ改修工事の工程 (中間検査実施工程)	
	断熱材工事	断熱材施工完了時 ⇒第6面提出
	その他	() ⇒第5面提出

(A4)

様式 6 第 2 面 (第 14 条第 1 項及び第 2 項関係)

5 中間検査実施結果

(1) 基礎工事 (配筋完了時) (1 箇所実施)

中間検査実施日	年 月 日	
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日	年 月 日	
指摘事項是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容		

様式6 第3面 (第14条第1項及び第2項関係)

(2) 耐力壁工事 (筋かい・面材・金物等設置完了時) (指定された工事箇所数実施)

中間検査実施日	1回目	年 月 日	4回目	年 月 日
	2回目	年 月 日	5回目	年 月 日
	3回目	年 月 日		
中間検査 実施工事箇所番号	1回目	4回目		
	2回目	5回目		
	3回目			
中間検査実施内容	筋かい設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) 面材設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) 金物設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) その他 () (記入例「1回目:000設置時」)			
中間検査 立会人①	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
中間検査 立会人②	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
中間検査 立会人③	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
指摘事項 ①	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			
指摘事項 ②	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			
指摘事項 ③	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			

様式6 第4面 (第14条第1項及び第2項関係)

(3) 屋根工事 (既存屋根材撤去完了時) (1箇所実施)

中間検査実施日	年 月 日	
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人①	氏名	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
	区分	
中間検査立会人②	氏名	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
	区分	
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日	年 月 日	
指摘事項是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容		

(A4)

様式6 第5面 (第14条第1項及び第2項関係) (省エネ改修工事を行う場合のみ必要)

(4) 断熱材工事 (断熱材施工完了時) (施工する全ての箇所実施)

中間検査実施工程		
中間検査実施日		年 月 日
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日		年 月 日
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認
指摘事項是正内容		

(A4)

様式6 第6面（第14条第1項及び第2項関係）（必要に応じて複数枚使用可）

(5) その他（市長が必要と認める回数）

中間検査実施工程		
中間検査実施日		年 月 日
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）
中間検査立会人②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）
指摘事項		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日		年 月 日
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認
指摘事項是正内容		

様式9 ※要綱が未確定のため、様式が変更となる場合があります。

様式8 第1面 (第15条第2項及び第3項関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

完了検査実施結果に関する書類

年 月 日

1 書類作成者 (検査員)

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第	号
建築士事務所名		
建築士事務所所在地		
建築士名		
電話番号		

2 中間検査を実施に係る申請番号及び申請者氏名

申請番号	
申請者氏名	

3 完了検査時に確認する是正内容

該当に○	完了検査時に確認する是正内容
	道路内突出物撤去
	その他 ()

(A4)

様式 8 第 2 面 (第 15 条第 2 項及び第 3 項関係)

4 完了検査実施結果

完了検査実施日		年 月 日	
完了検査立会人①	氏名		
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）	
完了検査立会人②	氏名		
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）	
指摘事項の有無	耐震改修工事に係る計画との不整合について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	耐震改修工事の出来形について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	建築基準法関係法令等への適合について (是正工事の状況を含む。)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容			
指摘事項是正確認日		年 月 日	
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容			

5 完了検査実施結果 (省エネ改修工事を行う場合のみ記入)

指摘事項の有無	省エネ改修工事に係る計画との不整合について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	省エネ改修工事の出来形について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	建築基準法関係法令等への適合について (是正工事の状況を含む。)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容			
指摘事項是正確認日		年 月 日	
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容			

様	(複数棟ある場合) 棟
---	----------------

横浜市長

木造住宅の耐震診断報告書

耐震診断の結果は次のとおりです。なお、耐震診断は「木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会)」の一般診断法の基準に従って行っています。

診断した家屋は
大地震に対して

と診断されました。

総合評価概要

総合 所見	地盤	
	地形	
	基礎	
	強さ	
	壁配置	
	劣化度	
	その他	

上部構造評点	該当	上部構造評点	判定	診断区分
		1.5以上	倒壊しない	
		1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
		0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	
		0.7未満	倒壊する可能性が高い	

総合評価の詳細は第2面をご覧ください。

対象建物		診断担当者	
所在地		登録No.	
申込者		診断士名	

耐震診断 総合評価

【地盤・基礎】

地盤	対策	記入	注意事項
よい	—		
普通	—		
悪い (埋立地、盛土、軟弱地盤)	表層の地盤改良を行っている		
	杭基礎である 特別な対策を行っていない・不明		

地形	対策	記入	注意事項
平坦・普通	—		
がけ地・急斜面	コンクリート擁壁		
	石積み 他の擁壁等・特別な対策を行っていない		

基礎	状態	記入	注意事項
鉄筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
無筋コンクリート基礎	健全・軽微なひび割れ		
	ひび割れが生じている		
玉石基礎	足固めあり		
	足固めなし		
その他(ブロック基礎等)			

【上部構造評点】

階	方向	壁・柱の耐力 Qu(kN)	配置などによる 低減係数 eKf	劣化度 dK	保有する耐力 edQu	必要耐力 Qr(kN)	上部構造評点 edQu/Qr
2	X						
	Y						
1	X						
	Y						

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 ~ 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 ~ 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

総合評価の詳細な計算内容については別添の報告書(計算書)をご覧ください。

【注意事項】この耐震診断報告書について

- この耐震診断は、「一般診断法」という「耐震改修の必要性を判定する」ための診断方法で診断を行っています。耐震改修を行う際には、補強計画をたてる設計者がより精密な診断を行う必要があります。
- 「一般診断法」は破壊を伴わない目視可能な範囲で調査を行い、目視不可の部分は想定で診断を行います。そのため、一部破壊して調査を行うなどして、精密な診断を行った場合に診断結果が大きく異なることがあります。
- この耐震診断は、「耐震改修の必要性の判定」のみを目的として行っており、耐震改修工事の補助制度の対象要件を満たしているかの確認は行っておりません。対象要件の詳細については、市までお問合せください。

受付番号	
登録No.	
診断士名	

現地調査表 No.1

対象建築物	所在地			構造上複数棟ある場合	棟	
	申込者					
	連絡先					
建築物概要	診断区分	<input type="checkbox"/> 持家区分		<input type="checkbox"/> 貸家・空家等区分		
	建築物形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅		<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 共同住宅	
	住宅部分戸数	戸 ※多世帯住宅は1戸				
	住宅外用途	<input type="checkbox"/> 無 有(<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 他())				
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋		<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階以上(構造上3階の場合を含む)(対象外)	
	現在の面積 (実測の基準法面積)	1階	m ²	建築面積	m ²	
		2階	m ²	延べ面積	m ²	
	新築	昭和 年 月				
		建築確認	昭和 年 月 第 号	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証	
	増築	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	増築等①	昭和 年 月				
		建築確認	昭和 年 月 第 号	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証	
	増築等②	昭和 年 月				
		建築確認	昭和 年 月 第 号	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証	
	増築等③	昭和 年 月				
建築確認		昭和 年 月 第 号	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証		
増築等④	昭和 年 月					
	建築確認	昭和 年 月 第 号	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証		
診断対象の確認 <small>※補助金対象は別途確認要</small>	<input type="checkbox"/> 対象(平成12年以降の増築面積が現況の1/2以内)		<input type="checkbox"/> 対象外(1/2を超える)			
	<input type="checkbox"/> 対象(混構造でない) <input type="checkbox"/> 対象(木造在来軸組構法でない部分有) <input type="checkbox"/> 対象外(混構造)					
建築確認以外の図面	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(不明)					
金融公庫融資	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(不明)					

調査事項

項目	調査状況	
現地調査方法	目視による	
診断日(現地調査日)	令和 年 月 日	
図面照合調査	<input type="checkbox"/> 建築確認図面 <input type="checkbox"/> 建築確認以外の図面 <input type="checkbox"/> 無	
調査箇所 <small>※調査不可は診断対象外となる場合あり</small>	<input type="checkbox"/> 全部屋・全戸調査済み	
	<input type="checkbox"/> 一部調査不可 (調査不可場所:)	
目視調査状況	床下	<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()
		<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()
	1階天井裏(小屋裏)	<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()
		<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()
2階天井裏(小屋裏)	<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()	
	<input type="checkbox"/> 目視可 <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()	
壁 (コンセントボックス等)	<input type="checkbox"/> 目視可(天井裏・小屋裏から目視した場合を含む) <input type="checkbox"/> 目視不可 目視箇所又は目視不可理由()	
敷地状況 (地盤・地形)	地盤	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い(著しく軟弱(必要耐力×1.5))
		悪い場合 状況 対策 <input type="checkbox"/> 表層の地盤改良 <input type="checkbox"/> 杭基礎 <input type="checkbox"/> 特別な対策なし・不明
	地形 (対策)	<input type="checkbox"/> がけ地・急斜面 (状況:)
		<input type="checkbox"/> 平坦・普通 <input type="checkbox"/> コンクリート擁壁 <input type="checkbox"/> 石積み <input type="checkbox"/> 他の擁壁等・特別な対策を行っていない

受付番号	
登録No.	
診断士名	

現地調査表 No.2

項目	調査状況	
基礎	形式	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート 判断根拠()
		<input type="checkbox"/> 無筋コンクリート
		<input type="checkbox"/> 玉石基礎 足固めかつ底盤に緊結()
		<input type="checkbox"/> その他()
	亀裂	<input type="checkbox"/> 有 (場所:) <input type="checkbox"/> 無 又は軽微なひび割れ
金物	柱頭柱脚 接合部 (種類)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(かすがい含む) <input type="checkbox"/> 目視不可
		<input type="checkbox"/> I (ホールダウン金物等) <input type="checkbox"/> II (VP金物等)
		<input type="checkbox"/> III、IV (かすがい、短ほぞ、無) <input type="checkbox"/> 不明
	横架材と柱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無・不良 <input type="checkbox"/> 目視不可
	筋かい端部	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無・不良 <input type="checkbox"/> 目視不可
床仕様 (1階・2階 天井面)	仕様	<input type="checkbox"/> I 構造用合板 <input type="checkbox"/> II 火打ち+荒板 <input type="checkbox"/> III 火打ちなし <input type="checkbox"/> 目視不可
	一辺4m以上の吹抜け	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
屋根	葺き材※	1階
		2階
	劣化	<input type="checkbox"/> 有 (場所:) <input type="checkbox"/> 無 (状況:)
樋	軒樋 呼び樋	<input type="checkbox"/> 変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある
		<input type="checkbox"/> 無
	縦樋	<input type="checkbox"/> 変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある
		<input type="checkbox"/> 無
外壁	仕様①	工法(下地)
		仕上げ
	仕様②	工法(下地)
		仕上げ
劣化	<input type="checkbox"/> 有 (場所:) <input type="checkbox"/> 無 (状況:)	
露出した躯体	有 無	<input type="checkbox"/> 露出した躯体あり <input type="checkbox"/> 露出した躯体なし
	劣化	<input type="checkbox"/> 水浸み痕、こけ、腐朽、蟻道、蟻害がある <input type="checkbox"/> 無
バルコニー・ 外廊下等	有無・形態	<input type="checkbox"/> バルコニーあり (形態:)
		<input type="checkbox"/> 外廊下等あり (形態:)
		<input type="checkbox"/> バルコニー・外廊下等なし
	手すり壁の劣化	<input type="checkbox"/> こけ、割れ、ずれ、シール切れ等がある <input type="checkbox"/> 無
	外壁との接合部	<input type="checkbox"/> 亀裂、隙間、緩み、シール切れがある <input type="checkbox"/> 無
	床排水の劣化	<input type="checkbox"/> 壁面を伝わって流れている、排水の仕組が無い <input type="checkbox"/> 無
内壁 (一般室)	仕様①	工法(下地)
		仕上げ
	仕様②	工法(下地)
		仕上げ
	仕様③	工法(下地)
		仕上げ
	仕様④	工法(下地)
仕上げ		
仕様⑤	工法(下地)	
	仕上げ	
劣化	<input type="checkbox"/> 有 (場所:) <input type="checkbox"/> 無 (状況: 水浸み痕、はがれ、亀裂、カビがある)	

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないとき、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合
 - (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
 - (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者と受託者とが協議して行う。

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相当する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合
- (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I SMS <input type="checkbox"/> その他の資格 () <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 () <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業員以外への入室可 (<input type="checkbox"/>上記外___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 683 824"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 728 1444 824"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 683 920"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 824 1444 920"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1016 683 1220"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1016 1444 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1220 683 1429"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1220 1444 1429"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1429 683 1632"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1429 1444 1632"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1632 683 1841"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1632 1444 1841"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

